

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和7年3月17日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 令和7年3月17日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第29号議案	「質疑・討論・採決」
第30号議案	「質疑・討論・採決」
第31号議案	「質疑・討論・採決」
第32号議案	「質疑・討論・採決」
第33号議案	「質疑・討論・採決」
第34号議案～第48号議案	「質疑・討論・採決」
第49号議案	「質疑・討論・採決」
第50号議案	「質疑・討論・採決」
第51号議案	「質疑・討論・採決」
第52号議案	「質疑・討論・採決」
第67号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委 員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美
山田辰也 村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰
議 長 長田共永

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議会事務局次長 阿部和弘 書記 山本弘美 書記 請井悠人

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 これより予算・決算委員会を再開します。

14日に引き続き、質疑を行います。

通告順に発言を許可いたします。

歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お願いします。

7款1項1目商工総務費であります。職員分、資料285ページでお願いします。

一般職の給与が、前年度予算額と比べて増額となりました。その理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 お答えいたします。

まず、令和7年度の人件費の予算につきましては、人事異動前でございますので、令和6年度の体制を基本として計上させていただいております。

このことを前置きさせていただいた上で、令和5年度と比較しまして、令和6年度における商工総務費に従事する職員数がまず増加しておること、それから、令和7年度につきまして愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会の組織委員会に新たに1名派遣をすることによるものでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 内部の事情は分かりましたが、競技大会用の職員を派遣されるということでした。

そこで、現在の現有の職員の中で、ある部署から職員に辞令交付をして、行ってくださいよというのであれば、逆に減ってる部署というのがあると思うんです、新たに採用ではないと思うので。それは、当然まだ内示が出てませんのであれですが、そういう考えでただAというセクションから、アジア競技大会へ行ってもら。その子がこの部署に所属するから、その分、増えたということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 こちらにつきましては、予算編成時にもう確定しておりますので、その職員の分はもともとから減らしております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、次の7款1項3目観光振興費であります。観光のまち新城PR事業、資料291ページであります。

委託料の一般が、前年度の予算と比べて増額となった理由についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 委託料の増額につきましては、観光振興事業開催委託料として4大イベントの開催委託料が昨年より減額となっておりますが、新規事業として観光大使マヂカルラブリー村上氏を起用したPR動画を作成する新城市特別番組作成業務委託料や、初詣イベント実施のため照明器具を設置する鳳来寺山遊歩道照明設置業務委託料を実施することにより増額となります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 4大イベントは理解をしますが、村上さんのPR動画を作成するための番組の委託料、これはよしとして、初詣イベント実施のため照明器具をとということでお話がありました。その照明器具が今回、設置をして、そのままずっと使うのか、いつときだけ照明器具を設置して、また撤去するのか、確認をしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この初詣のときのみ設置、撤去になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみに、設置の委託料はどの程度見てるのか確認をしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 見積りですと50万7,100円を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 50万円の照明で、イベントをすれば撤去ということですが、こういったものがつくなのかな、大きな投光器であるとかそういったものなのか、まだまだこれが通っていないから細かいことはと言うのかもしれませんが、概算で出しましたということなのか分かりませんが、こういった照明設備を50万円かけるのか、内容分かったらお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 例年、私どもで設置をさせていただいてる部分もあったんですけども、それがバルーンライトというようなライトを設置しておりました。そちらを今回、8台程度設置したいなと思っております。

それと、去年は足元にちょっと照らすような、ちょっと値段の安いライトを幾つか設置させていただいたんですけども、やはり趣がないということもあると思いますので、ちょうちん等の設置も考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実のある照明になるように期待をします。

続いて、7款1項3目観光振興費、市観光協会支援事業、資料293ページでお願いします。

補助金が前年度予算と比べて大幅に増額となっております。この点についてお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 新城市観光協会への補助金につきましては、職員の給与手当、賞与、法定福利費、福利厚生費など職員の雇用に関する予算として2,470万4千円、消耗品費、通信費、印刷製本費、広告宣伝費、リース料、保険料など事務局を運営するために必要な予算として503万1千円、その他、愛知県観光協会等関係団体への会費などが34万9千円となり、令和7年度から補助金を増額しました。

また、これまで新城市観光協会の運営費は、補助金とイベント事業費などの収益を合わせて賄っておりましたが、イベント事業の収益が減少した場合には、観光協会の運営そのものに影響を与えるリスクがありましたので、令和7年度からは、事務局運営費とイベント事業費を切り分けることで、観光協会運営の安定化が図られるものと期待しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 提出をいただいた資料を確認させていただいたわけでありまして。ここ見ますと、一般社団法人への補助金についてという書き出しで、補助金については、今、横山課長から説明を受けましたように、事務局運営補助として云々ということでありまして。

補助対象科目は、給料手当、賞与、法定福利費、福利厚生費、業務委託料、消耗品費ということで羅列されておまして、対象外経費となります交際費が慶弔費として20万円。それから、そのほか市長が適当でないと認める経費467万7千円、アドバイザー委託料396万円足す消費税、それから、勤労青少年ホームの家賃が27万9千円、光熱水費が13万8千円の467万7千円を控除したものが3,008万4千円であります。

実は、もう1枚の非常に小さな字で、見にくくて僕もよく分かんないんですが、一般社団法人の資料があります。ここで、収入の部の合計が3,195万8千円、そして、支出の合計が6,421万6千円、差額が3,225万8千円となるわけでありまして、3,000万円入れますと、約225万4千円ほど実質的にはマイナスになるわけでありまして、その200何万円はどのような形で一般社団法人新城市観光協会は、調整をしていかれるのかということをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちら、イベントの委託料も全て含まれた額になっておりますので、

のぼりまつり等、奉賛会で集めていただきますような寄附、協賛金があります。あと、花火大会等でもそちらがありますので、そちらで賄っていければと思っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 615万円の4大イベントにおけるところの駐車場の利用料については、そのまま市の歳入に打たれて横に行くということになりますので、これ見ますと、収入の部で既に615万円入ってますよね、この中に。新城市より補助金ゼロ。イベントの615万円入ってるということですよ。これ確かに入ってるという計算をして、観光協会が市に提出されたということですよ。

まず、収入の部でいきます。意味分かりますか。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、予算書ですか。

○山口洋一委員 これ、予算書ですよ。令和7年の予算書見てますので、観光協会が出してる予算書です、あくまでも。

〔不規則発言あり〕

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 ここの観光協会の収入の部の新城市委託料615万円は、市からの委託料の615万円として計上させていただいてます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、市のほうへ予算要望をかけたときに、すり合わせをするときに、615万円という金額は、うちの積算した4大イベントの駐車場の利用料と全く同じということ普通はあり得ないのではないかなと思うんですが、それはこのぐらい入るからということで、観光協会が615万円はイベントの委託料としていただけますよということで、ここに打たれたということでまずよろしいのか、それしかないと思うんですが。

前の本会議の質疑だとか、いろいろな中で、観光協会から出された資料を基に3,000万円

を組み立てたということを伺っているのだから聞くんでは。いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 委員のおっしゃるとおりになります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そういったことで、一応これに3,000万円入れば、200万円なんですけど、ここで、この資料を見させてもらいますと、アドバイザーに関わる費用396万円と30万円です。426万円かな、が市長が認めない経費となっております。これはいいんですよ、これで。

これでいきますと、まず、先ほど説明があった2,470万4千円、これが人件費だとおっしゃいました。この人件費の内訳は、一応4人の方で運営をされると伺ってますので、事務局長は市から派遣がされますのであれですが、4人で2,400万円ということは、1人600万円ぐらいになるんですが、今、お仕事していただける方が、正社員、正規のものであればその程度のお金がかかるだろうと思うんですが、これが臨時さんの系統でいけば、もう少し下がるのではないかとということです。この2,400万円の積算の内訳をお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちら事務局のスタッフ、事務局長、あと、今、現状いるスタッフを基にして積算しておりますので、その職員2人と、これまでいたスタッフ1人、あと木かげプラザの運営もさせていただいておりますので、そちらの職員2人も見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ということは、6名の積算の根拠だということでよろしいのか。

では、ちょっと確認します。事務局長については、条例の変更もありますが、派遣をされておれば本体が管理職手当とか通勤費とか

超過勤務手当を除くものは本体が100万円、200万円出すというのは、条例の第5条の規定でありますので、行きますと、今の課長クラスの職員が派遣をされるのであるならば、約800万円から850万円ぐらいが法定福利費を含めての拠出だと思うんですが、そうするとその分が2,400万円から引いてくると、分かりますよね、1,600万円になるんですよ。

すると、逆に言うと、この派遣する条例が通った時点で、2,400万円の積算をしたうちの事務局長の費用というのは、市が払いますので、その分だけは決算を組んでいくと不用品になるという考えでいいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 その職員が決まり次第、そちらの積算をさせていただいて、補正で対応させていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 補正と言っても、補正を打たれるのは、6月議会でしょ。そうすると、4月、5月、6月までは、それはいいんですけど、それはいいんですよ、もう最初から分かってるんだったら。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 観光協会から補助金の申請をいただくときに、そのときの体制で申請をいただきますので、この額、全てを執行するわけではありませんので、よろしく願います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 その点はしっかりとさせていただくことが肝要かと思います。

そして、補正を打たれる場合でも、また類似した費用で人件費相当額分を観光協会へずぶ替えをするということのないようにしっかりとした区分経理をしていただきたいと思います。

そこで、今度、支出の分を確認します。委託料の積算が500万1千円でできております。この委託料を支出するというであります

が、新城市観光協会が皆さんの会費であるとか、市からの助成金、補助金を受けて、500万円委託をするわけでありましたが、これにはアドバイザーの396万円プラス30万円と慶弔費が入った金額は含まれていると思うんですが、差し引くと70万円ほど残余が出るんですが、この差額についてはどのようなお考えで確認をされてみえるのか、お願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちらの業務委託料につきましては、税理士、社会労務士、司法書士等への委託の業務が含まれております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 観光協会の収益が出れば、留保金として残すとなっておりますのであれですが、3,000万円そこそこ、そこそこという言い方がいいかもしれませんが、年間の運営費の中で、税理士や社会労務士が要るんですか。一般的に考えれば必要ないですよ、これ。恐らく、企業会計ではないので、ただ100円入って50円使って、20円使って70円になって30円余ったというだけのことの計算ですので、そこまで要るのかな。

特に、今回、うちの職員が条例通って入れば、当然そういった労務関係、法定福利に関するものとか、年次有給休暇とかそういったものについては、当然、確認ができる職員が行くわけありますので、そういった意味でいくと、単純に、あ、協会から上がってきたから70万円それに使いますよね、ああそうですかということでもやられてもいけないのかな。やっぱり、しっかりとしないといけない、曖昧なことだからおかしくなっていくように思われても、皆さんにですよ、市民の方に、いけないと思うので。

これは、一般社団法人新城市観光協会の理事会を経て、議決を得たものが来ると僕は理解していますので、その点はどうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 やはり、観光協会の事

務と言いますか、これまであまりそういった会計処理がよくなかったという部分もありますので、やはりこういった税理士さん等にあっていただくことは必要と考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、もう1点確認します。

というのは、あそこにお仕事をしていただける方が、自分の車を使われて移動されて見えたということを伺ってます。恐らく、個人車両を公用に使うという私有車使用における弁償はしていないということだと思んですが。

そこで、ここに燃料費というのが10万2千円盛ってありますが、これは一体どういった内容なのか。公用車がないのに燃料が要るわけじゃないでしょ、普通は。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 そちらにつきましては、次年度は、観光協会で社用車をリースしようと思っております。そちらの燃料費と考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ということは、リース料が63万9千円ありますが、これで車両を借りると思うんですが、まだほかに、例えばコピー機であったり、パソコンであったり、いろいろあると、通常では車を借りるにはこれだけでは借りられませんよね、半分としても。

やはり、しっかりした根拠を示してもらえそうな数字をいただかないと、だらだら3,100万円の収入もありますよ、全てお金は6,400万円かかりますよ、だけではと思うんですが、このリース料、それに入ってるでしょ、普通は。それ分かってないでしょ、ここで。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 リース料の中には、コピー複合機が月1万3,200円と見込んでおりますので、その12か月分、あと社用車は1台月4万円を見込んでおりますのでその12か

月分で、63万9千円となっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 とにかく大きなお金で、全体の事業費の100パーセントに近いものを、うちの市から繰り出すわけでありますので、そういった意味で、しっかりした状況にさせていただくということを念頭に、極力、収入は増やすこと、そして、費用は下げること、これを市からある程度、言っていたかないと、いけいけどんどんで、足らなければいたきたいというのが、昨年、今、令和6年度もそうなんですが、予算を計上しておいて、後から足らなくなったよ、800万円ちょうだいよ。それで、移転があれでしたので210万円返しますよということのないように、返さなかったんだけど、ないように、とにかく対応していただくようお願いをしたいと思います、その点はしっかりと管理ができますか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 観光課でしっかり管理していきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、次に参ります。

7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業、同じく293ページであります。

修繕費が前年度と比べて増額となっております。理由及びその修繕内容を、分かっているもので結構でありますのでお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 修繕料が増額になった理由につきましては、経年劣化対応や安全対策として行う修繕が増えたことによるものです。

修繕の内容につきましては、定期メンテナンスとして、加熱ポンプ、配湯ポンプ等更新及び配湯ポンプの延命化のための消耗品取替等修繕を合わせて339万1千円、木質バイオマスボイラー修繕としまして、煙道断熱材取

替、木質バイオマスボイラー下部投入扉の補修、木質バイオマスボイラー熱交換器付近の排水バルブ修繕、ばい煙測定時の安全対策として木質バイオマスボイラー棟へのはしごの設置も合わせて552万5千円、緊急対応用として100万円となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 恐らく、この配湯事業については、入湯税で賄うということですが、入湯税も全部賄えるだけのこういった事業費ではないので、この部分もしっかりと精査をされて、やはり事業に見合った収入が得られるような形の中で進めていただければと思います。

次に、7款1項3目観光振興費の鳳来寺山パークウェイ駐車場管理運営事業であります。299ページをお願いします。

ここも事業費が前年増となっていますが、その理由について伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 事業費が前年度と比べ増額となった理由につきましては、鳳来寺山パークウェイ駐車場の緑地管理業務を新規に追加したこと、11月の鳳来寺山もみじまつり期間における駐車場等交通誘導業務の増加によるものです。

鳳来寺山パークウェイ駐車場の緑地管理業務につきましては、これまで職員により実施していましたが、新たに外部委託により実施することにしました。また、駐車場等交通誘導業務につきましては、委託単価の上昇及び暦の関係上昨年度より実施予定日が2日増えたからになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 パークウェイの駐車場の料金というのは、実は歳入で見ますと、前年から下がっています。そこで、下がっているということは、なぜかということを確認しまし

たが、今回、緑地管理をするのは職員がやってみえた、非常にありがたいことです。それを外部委託にしないでならなかった理由があると思うんですが、そこはいかがなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 全ての職員が草刈り機を使えるですとか、そういった緑地管理の対応ができるような状況ではありませんので、やはり、専門職に頼んできれいにしていきたいなと思っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 見えた方が、去年よりも何か乱雑だねということにならないように、その点お願いします。

職員の方がやってるのは、本当に献身的にやってますので、来場者のお気持ちを考えてやっていると思うんです。ところが、外部に出しますと、草の刈り方も高く刈ってみたり、割と虎刈り、虎刈りと言ってはいけませんが、そういうような傾向にあることは事実です。その点はよく管理、監視をしていただいて、昨年よりも、あまり乱雑であるならば、しっかりと指摘をしてやるように。

また、特にここは駐車場の管理の中で去年も契約違反をしたということで、これもコンプライアンス違反ですが、あった経過もありますので、契約を早くつけてしまったというようなことありましたので、そこらも含めてしっかりと管理をしていただくことが重要だと思いますので、ぜひぜひよろしくお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、続けてお願いします。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、参ります。

続いて、同じく7款1項3目観光振興費、湯谷園地美谷駐車場管理運営事業、299ページをお願いします。

事業費が前年予算と比べて増額、この理由

についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 事業費が前年度と比べ増額となった理由につきましては、駐車場と遊歩道にある案内看板の修繕の実施と、駐車場周辺の中低木の剪定業務を新たに行うことによるものです。

案内看板の修繕につきましては、表示内容が一部古いため、板面の更新を支柱の塗装と併せて行います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

7款1項3目観光振興費、市観光協会支援事業、293ページです。

1、2にあります、1点目の予算3,000万円余の内容を伺うというのは、今、山口委員の質疑で分かったので、また後、再質疑で聞きたいと思います。

2点目の期待される効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 先ほど、山口委員にも答弁させていただきましたが、これまで新城市観光協会の運営費は、補助金とイベント事業などの収益を合わせて賄っておりました。イベント事業の収益が減少した場合には、観光協会の運営そのものに影響を与えるリスクがありましたので、令和7年度から事務局運営費とイベント事業費を切り分けることで、観光協会運営の安定化が図られるものと期待しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑に入りたいと思います。

まず、観光協会の状況、大変な状況であり、立て直しが急務だということは重々、私も分

かっておりますが、こちらの立て直しということで、事務員とアドバイザーが、今、働いている方、現場の方が3人いなくなるということになったら、4月から困ると思うんですが、こちらの状況、どう対応、4月からもう既に対応していかななくてはならないんですが、それについてどういうふうに考えているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 職員の体制、まだしっかり整っておりませんが、観光協会の会長、副会長とも確定しない人員についても探していただいております。早急な体制整備に努めておりますので、そちら体制整うまでは観光課も協力をして進めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まだ未定だということであります。

私も大変心配しているところですが、派遣は、条例上は事務局長1名のみという規定でされてると思うんです。事務局の2人に対しても、市の職員が派遣できるのかどうか、そこはどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、3,084万円の補助金の関係で通告が出ておりますので、そのところで質疑をお願いしたいと思います。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、3,000万円余の中に、人件費が入っていると思いますが、こちらは、事務員が辞められる、4月から誰もいなくなる。そしたらどうなるかという話なんですが、市の職員が事務職員の代わりになっていくのかどうか、また行ったら、人件費というのは3,000万円の中から市の職員に支払われるのか、そこら辺はどうか伺います。

○長田共永議長 加藤企画部長。

○加藤千明企画部長 本会議質疑のときにも、

そのことに関して答弁させていただきましたけれども、今回、観光協会から1人、事務局長を派遣してくれということに基づいて1人です。

お金に関しては、先ほど山口委員からも話がありましたけれども、市の払う分と、観光協会が払う分ということでお金分かれておりますので、その中から出ます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なるほど、分かりました。ですから、やっぱり市の職員が行くのは観光協会の事務局長1人だということと理解、確認できました。

その中で、観光協会の事務局長だけ市の職員が行くということですが、この観光協会の事務局長になった場合は、本来の市の職員の給料というのは支払われずに、この3,000万円の中から事務局長に支払うということなんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 派遣職員の給与については、先ほど企画部長が答弁いたしましたように、条例に載っておるものについては市が支払う、勤勉手当とか管理職手当等については観光協会が支払うとなっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、アドバイザーの委託料については、市長は認めないと書いてあります。また、そのほかにも、家賃、あと光熱費も認めないということですが、一般社団法人新城市観光協会の利益で賄うというのは、家賃、光熱費というだけということになるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 家賃、光熱水費だけというわけではありませんが、こちらイベントを行っていくのにも、ほかにもいろいろ事業費がかかりますので、そちらも賄っていただくことになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それで、独り立ちできる一般社団法人の利益で賄っていいのかないという思いもあるんですが、今のところ、予算を立てるときに、協会には借金はないということとでいいのか伺いたと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、借金というと、今までの流れからしてちょっと意味不明になっておるんですけども、この補助金の中身について、今、問いただしていただいているものですから、どうなんですか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 以前、観光協会には違法な事務所移転費、引っ越し費用が210万円あったかと思います。それは、市で出さずに、相手方が出してもらうということであったものですから、そこら辺はもう清算し、この令和7年度内では3,000万円以内で運営ができるということなのか、教えてほしいということです。

○丸山隆弘委員長 今、言われたように、影響も含めて確認していきたいということであります。

横山観光課長。

○横山和典観光課長 資料にも出ささせていただいておるんですけども、一番下に借入金返済というところがゼロになっておりますので、借金はないと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。借金はないと。また、引っ越し費用も清算されたということだと思います。

この3,000万円のこういった支出であります。今後、税理士さんとか入れるということなのでチェックはできるのかなと思うんですが、こういった過去の経緯を見て、協会の1年に1回、資料や委員会報告でもいいんですが、議会にも報告してほしいなと思うんですが、今回、これまで5年に1回のみの監査だけで、あと外部チェックというのは、その

問されていないということだったものですから、そういったこれまでの課題や反省も含めて、この予算の成り行きというのは、議会への報告というのにも必要ではないかと思うんですが、予算立てる中での外部チェックというのを議会にも報告するというような考えはないのか伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、今の質疑はちょっと質疑に値しませんので、よろしくをお願いします。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 反省とか認識を伺いましたが、それができないということで、次に行きます。

次は、7款1項3目観光振興費、地域おこし協力隊運営事業です。295ページになります。

1点目は、918万2千円の内容を伺います。

2点目は、どのような分野の協力隊を募集するのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 918万2千円の内容につきましては、サイクルツーリズムの推進を行う隊員1名及び観光コンテンツ開発を行う隊員1名の報酬及び活動費等です。

サイクルツーリズムの推進につきましては、スポーツバイクの体験会や自転車ガイドツアーの造成が主な活動で、活動に必要な研修費、コースの整備費用等を予算計上しています。

観光コンテンツ開発につきましては、自然を楽しむガイドコンテンツの開発などが主な活動で、活動に必要な研修費、インバウンド向けツアーコンテンツ宣伝広告委託料等を予算計上しております。

2点目です。地域おこし協力隊につきましては、新規の募集ではなく3年目を迎えた隊員になります。サイクルツーリズムの推進を行う隊員の任期は令和4年12月から令和7年11月まで、観光コンテンツ開発を行う隊員は令和5年4月から令和8年3月までが任期と

なります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。継続のお金ということでもあります。

1点、お聞きしますが、こうした2人のサイクルツーリズムやガイドの魅力発見ということだと思いますが、さらなる新城の魅力を発見する効果のある事業にしてほしいと思うんですが、そういった情報発信の強化だとか、そういったものというのはどのように考えて、さらなる発展を目指したいと思いますが、その認識を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 情報発信につきましては、今、地域おこし協力隊個人での発信を主にさせていただいておりますが、市としても協力をして情報発信に努めたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業、291ページです。

これまで幾つものPR動画を作成してきているが、今回作成する理由は。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今回、作成する理由につきましては、観光大使マヂカルラブリー村上氏の知名度を生かすことで、閲覧数や話題性などこれまでにない効果が期待できるためです。

内容につきましては、新城市の魅力発信のため、村上さんが観光地で奮闘する姿を描く予定です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 ちなみにですが、

これリーチしたいターゲット層とかそういったものはある程度、見据えて、ある程度、指定していくのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 ターゲット大事だと思っております。まだ、村上さんと細かい話をさせていただいておりますが、こういったターゲットにするか決めていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 これから決めていくということですが、観光ということで、市外の人にリーチしたいところだと思うんですが、例えば、OSI事業とか絡めてそういった検討もしていくのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 そういった庁内の連携も取れたらと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 続きまして、7款1項3目観光振興費、湯谷温泉街振興事業、293ページ。

事業内容をお願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 事業内容につきましては、湯谷温泉街に再びにぎわいを取り戻し、持続可能な発展を実現するため、施設の在り方を含む今後の方針について定めた基本構想を業務委託し策定をしていきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 いただいた資料の中に、湯谷温泉審議会運営に要する費用ということが1つ目に挙げられてるんですが、報酬3万8千円、費用弁償7千円ということですが、これは構成員はどんな人で、どのような審議会なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 湯谷温泉審議会につきましては、毎年開催させていただいております。

湯谷温泉の発展会、あと大学の教授、それと保健所の方、あと県の自然公園の担当の方等を招いて開催しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと、この審議会で、例えば、老朽化した鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな今後の存続とかそういったことが話し合われるということではなくて、この基本構想にそういったことが含まれてくるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 基本構想に、そちらが含まれてくることになります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 すいません。ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、この審議会というのは、そうするとどういったことが毎年話し合われているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 湯谷温泉の今の現状を報告させていただきまして、そちらの中で問題等があれば意見をいただく場となっております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 次に、基本構想なんですけども、こちら私も一般質問でちょっと発言させていただいたんですけども、点というか中途半端なものになってしまわないか、全体の市のイメージがない中、ここだけをやるというのが中途半端なものになってしまわないのかというちょっと危惧があるんですが、何かこういうゴール、先ほどのPR動画でもそうですが、ゴールみたいなもの、イメージを示してやっていくのか、丸投げなのか、そういったところを伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今まで観光課としても湯谷温泉をどうしていくかということは、皆さん頭の中ではあるんですが、実際どのようなものを目指すのかというのが見えてなかったと思っております。

そういったものも見据えて、この計画に反映できればと思っております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 個人的には、湯谷温泉の温泉街の旅館の方々ですとか、そういったところの意識が統一されてないと、なかなか外見だけつくってもうまくいかないのかなと思うんですが、そういったところというのは進んでいるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この計画の中で、そういった方々の意見、市民の意見等も取り入れて進めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、今、実際、温泉街で旅館なんかされてる方というのは、こういったことに対する理解というか、一緒にやっという機運というのは、まだこれからということではよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 温泉を運営されてる方のヒアリング等はしておりますので、まだこれからというわけではありませんが、これまでも一緒にやってきております。

さらに、それをこの計画の中で目に見えた形のものをつくっていききたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 7款1項3目観光振興費、アジア競技大会推進事業、299ページ。

事業の内容及び積算根拠を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 事業の内容につきましては、2026年に開催を予定しておりますアジア競技大会において、自転車ロードレースのコースが本市を発着とすることが仮決定されていることから、同大会に向け、自転車競技への住民理解と機運醸成を図るため、コースや大会規模は決定していませんが、自転車ロードレースの開催を予定しております。

積算根拠につきましては、レース開催に係る委託料を令和6年度実績に基づき、競技運営、警備業務、広報業務、規制看板作成業務に分類し積算をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 委託先、幾つか出ましたけれども、その委託先のもう少し詳しい相手先と委託業務の範囲をそれぞれ伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 正式にはまだ決まっておりますけれども、競技運営に関しましては自転車レースを開催していただける団体、警備業務に関しましては警備会社になります。

あと、広報、規制看板等の設置につきましては、まだすみません、どの業者にということとは考えておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 今年度開催した新城ロードレースの競技本体を運営された団体を見込んで委託するということですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 競技に関しましては、そちらの団体が第一候補となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 資料によりますと、会計年度任用職員が1人、その報酬等ということで入っておりますけれども、その職員の業務内容等を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 その職員につきましては、今年度まで地域プロジェクトマネジャーとして招いていた職員を、引き続き継続雇用したいと思っております。

その職員が、やはり企業さんとの橋渡しですとか、そういった私どもがなかなかできないような業務に取り組んでいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 名前がアジア競技大会推進事業ですけども、新城ロードレース、次年度の開催予測で秋頃かなという気がしておるんですけど、その大会が終わった後についても、この任用職員がアジア大会に向けての業務をするという形で考えてよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 アジア競技大会の開催に向けても協力していただけたらと思っておりますので、引き続き雇用できたらとは思っております。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7款1項2目商工振興費、企業立地奨励事業、289ページです。

立地企業の概要をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 立地企業の概要につきましては、令和7年度に奨励金を交付する予定の企業は3社で、内2社は製造業、1社は物流業です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 3社ということですけども、4,942万6千円の、その3社の割振りはどういうふうになってるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 4,415万2,100円が1社、135万3,100円が1社、392万200円が1

社で、合計になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 1社がかなり大きいですけど、大体想像できましたけども。

ということは、これ5年間でしたよね。それぞれそうすると、5年間で奨励金というのは、総額どの程度になるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 約2億1,000万円ほどになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 1、2、3、あったんで、それぞれ総額が分かると、どの程度、その会社に固定資産税相当分が行くのかなと思ったんですけど、再度お願いします。

今、計算しとるんならば、総額が出てなかったら、またあとでそれぞれ物件ごとにどれだけの支援金がかかるのか、また資料を提供してください。

次、行きます。

7款1項2目同じく商工振興費の宿泊施設整備奨励事業、289ページ。

宿泊施設の概要をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 宿泊施設の概要ですが、令和7年度に奨励金を交付する予定の企業は、市内で操業しているホテル1社でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 こちらは1社ということで、これは50室以上7年間対象の宿泊施設ということでいいのか。であるならば、7年間でどの程度の総額が交付されるのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 50室以上の7年間でございます。

総額につきましては、7,483万7千円とな

ります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 7款1項3目観光振興費、市観光協会支援事業、P293。

観光協会について、人件費とイベント運営費で切り分けることで安定化など変化が見られる予算であります。昨年7月3日には、理事長から補助金の在り方について意見書が出されておりました。その反映はあるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員、山口委員のところまで答えていただきました。それに基づいての再質疑でよろしいですか。

○柴田賢治郎委員 はい、お願いします。

○丸山隆弘委員長 もう一度確認しますか。

再度、もう1回質疑していただけますか。

○柴田賢治郎委員 すいません。ここまでの答弁で分かったところがありましたので、再質疑からさせてもらいたいと思います。

人件費とイベント運営費で切り分けることで安定化など変化が見られる予算ではありませんが、昨年の7月3日には、理事長から補助金の在り方について意見書など出されておりました。その反映があるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 観光協会から、理事会の会長の承認等もいただいて、見積りも出していただいておりますので、その反映もあると考えております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 その部署には、覚書や協定書ということもありましたが、それもこの予算が通ればするのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 まだ、その覚書、協定書の段階まで進んでおりませんので、そちらも向こうの体制がしっかりした時点で進めて

いけたらと考えております。

○丸山隆弘委員長 引き続きお願いいたします。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 7款1項3目観光振興費、地域おこし協力隊運営事業です。295ページ。

こちらでも、ここまでの答弁で分かったところがありますので、再質疑からしていきたいと思います。

その活動が、地域おこし協力隊の目的として地域のニーズをとということがありましたが、地域のニーズにどのような影響があるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 地域おこし協力隊の活動につきましては、地域のニーズという部分もあるかとは思いますが、まず、隊員がどのような活動をしたいか、この新城市でしていただけるのかというのがやはり重要だと思っております。

そこで、この協力隊員2名来ていただいておりますので、その隊員が活動しやすいような環境を整えたらなどと思っております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 先日、富裕層へのPRという言葉も言われておりました。また本日も観光コンテンツのPRのことも言われておりましたが、海外へのガイドブックへの寄稿やSNSへのアップが有効だと言われております。そのような活動があるのか、もしくは依頼してみたらどうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 昨年ですけれども、日本政府観光局JNTOの英語情報サイトにコンテンツ掲載をさせていただいておりますので、そういった活動をずっと続けていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 せっかく英語文でできるものですから、そのままガイドブック等、

これ本当に四国の三好市とか、他県でもそういう状況があります。そのようなことで、海外のガイドブック等への寄稿というのも大変重要だと思いますので、その考えがあるか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 隊員と今後、話し合っていていきまして、そのようなことができそうなら活動をしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 先ほどの滝川委員の奨励金の総額をお答えいたします。

1 社が 1 億 8,669 万 7 千円、もう 1 社が 1,798 万 2 千円、3 社目が 331 万円でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 次に、7 番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 7 款 1 項 2 目商工振興費、創業支援等事業、291 ページ。

事業の内容と期待する効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 事業の内容につきましては、計画的な創業を図る事業者に対し、事業の立ち上げ時の金銭的負担を軽減するための補助金を交付いたします。

期待する効果につきましては、新たなビジネスチャンスやそれに伴う雇用が増加することで地域経済の活性化を図ることができると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 新城市、なかなかお店も減ってきたり、創業する方も少ないと思うんですが、外から若い人たちが、町からやってくるようなものをつくってほしいと私は思うんですけど、これ継続的な事業だと思いますけ

ど、見込み的には続けて何件かの申込みというのは予定しておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 補助金 20 万円の上限ですが、5 件を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それは若い人なんですか、それとも、今現在、事業をしている方の息子さんとか、そういう人が新たな創業をするとか、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 息子さんということになりますと二次創業になりますので、そうしますと、新たな分野の事業を行わないとちょっと補助対象にはなりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 金額的に 20 万円ですから、ちょっと限られてるかと思いますけど。

では、次に行きたいと思います。

7 款 1 項 3 目観光振興費、観光のまち新城 P R 事業、291 ページですが、これは山口委員とカーランド委員等の説明で理解できました。

1 点だけ、再質疑なんですが、年末の間、電気をつけるという照明なんですが、そこは鳳来寺山の通路と駐車場とどの辺りでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 パークウェイの駐車場から東照宮本堂に向かう道が暗い箇所がかなりありますので、そちらと、あと鐘つき堂がありますので、あちらに向かう道にも設置をできたらと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私、年末に行ったときに、暗くて、何人か行ったときに前の人にぶつかりそうだと。足元も少し湿ってて、暗いなど感じたもんですから、これはなるほどと思う

ところなんですよね。ちょっとでも明るければよかったんですけど、そのつもりで行ったもんですから、助かると思います。

では、次の質疑に入ります。

7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業、295ページ。

事業の内容と期待する効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 事業の内容につきましては、新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなは、スポーツ振興及び健康づくりの拠点として活用しており、子どもからお年寄りまで幅広く満足を与える施設を目指し、指定管理施設として民間事業者へ管理委託をしております。

期待する効果につきましては、多様なニーズに応えるために効率的・効果的な施設運営や施設PRが求められること、さらに4月からは引き続き同じ事業者が運営されることとなり、施設を熟知されておることから、これまでのお客様からの意見を反映した運営をしていただけると期待しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いろいろ問題があった鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなですけど、地元の方は非常に利用されているということで、3月、工事で大分長くて不満もあったところもありますけれど、その点で言いますと、今回、随分寒いときに工事をしたりしたもんですから、使用される方たちからの問合せとクレームがありました。

その点も考えて、せっかくある施設なんです。ですから、皆さんの声も少し理解していただいて、修繕のときはちょうどこの時期と重ならないようにしてほしいと、私、個人的にも聞いておりますけど、その管理に関する修繕とかいうことの話はよくされておりますでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 このような寒い時期に

工事になってしまいまして大変申し訳ありません。ちょうど指定管理の期間が変わる時期でもありましたので、また冬場に工事が多くなってしまったことと思っております。

また、工事する箇所、来年度等もありますので、そういったお客様の声を反映させていただいて、時期を検討させていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな自体の問題点もいろいろありましたが、私、思ったのは、年契約にすると随分、安過ぎると。1回150円とか200円、今、本宮の湯とか東栄町でも650円とか、年券はないんですよね。ですから、収益を考えるともう少し上げてもいいと思いますけど、使うほうは安いほうがいいんですよね。

だけど、その辺も今後、考えていただかないと、安ければ喜ぶこともありますけど、せっかく新城に来た方が、今の鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな脱衣場とか見ましても、結構古くなり過ぎてる点があるんです。

その点も、皆さんの意見を少し聞いていただければ、もう少しきれいな感じの、中を時々、修繕してるというんですけど、サウナが小さいのを広くしろとは言いませんけど、料金については今後、少し検討の段階ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 委員おっしゃられるとおり、そういった年券につきましては、やはり料金改定も必要ではないかなと考えております。

指定管理も変わりましたので、またこの指定管理業者とも相談をさせていただいて、どのタイミングで値段を上げるか等も検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 値段は低いほうがもう絶対お年寄りも喜ぶのは分かってますけど、比較するというのはいいかということなんですが、本宮の湯も物すごい混んでるし、東栄町も結構混んでるんですよ。それで、なぜ鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなが空いてて、使うほうはうれしいんですけど、値段を上げるとすると市民に対する福祉が落ちるんじゃないかという声は分かりますが、管理運営上から見ますと、直しながらも上げていってもいいんじゃないかと、いつも思っておりながら使っていました。

それで、私が言いたいのは、管理がもうずっと静岡ビル保全さんがやって来られたんですが、管理のことだけで言いますと、そう大きな管理、修繕とかいろんな点検等はやっているんですが、今回ありましたウォータースライダーの事故とかそういうことについても、もう少し対応していただけることが重要かと思います。市長が、発表が遅れたり、裁判で訴えられたりしてるようですけど、そういうことがないように事業者とは連絡を密に取ってやっていただけるのは一番大事だと思います。

今後、管理についても、運営についても、何度か話し合いはされる予定なんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 安全対策につきましては、やはり、これまでどおりで全て来てしまっておりましたので、やはり、もう一度どういったところが必要か洗い出す必要があると思っております。

そういった点につきましても、管理業者と一緒に洗い出して対策を打っていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 あと1点なんです。随分、古くなってるのは分かるんですが、使い勝手のいいところもありますので、それで、今年、

夏よく子どもたちが楽しみにしているウォータースライダーの件については、まだ検討はされているか、1点だけ伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 ウォータースライダーにつきましては、まだ、今の訴訟が続いておりますので、訴訟の状況が見え次第、考えていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入替えのためしばらく休憩をいたします。再開を10時30分といたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時30分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、8款3項1目に参ります。河川費、河川維持事業の311ページでお願いします。

修繕料が60万円ということですが、内容について伺いをします。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 内容につきましては、河川が損傷・劣化した際に、迅速に修繕を行うための費用となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、言うに迅速に修繕とい

うことですが、果たして60万円で、迅速は分かるんですが、手当ができる金額だとは思いません。

というのは、昨年度の予算には、ちょっと項目が違うと思うんですが、緊急浚渫推進事業として2,000万円ありました。令和5年度には、ちょっと項目あれなんですけど、2,028万3千円が予算立てしてありましたが、これでよろしいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 緊急浚渫推進事業につきましては、あくまでも河川の土砂を取り除く事業でありますので、今回の河川維持事業修繕料とは違います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お答えいただきました。

ということは、この浚渫に関わるものについての予算というのは、費目が変わったということなのですか。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 すみません。規模の大きいものは、緊急浚渫推進事業でやりまして、規模の小さいものは修繕のほうでやらせていただいているかもしれません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 8款2項3目道路新設改良費、公共施設等適正管理推進事業、309ページ。

推進事業における工事概要というのを伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 工事概要としましては、有海企業団地内の県道能登瀬新城線と企業団地の中心を通っております市道有海原線を結ぶ市道丸山奥ノ久保線延長450メートルの舗装修繕工事を予定しております。

補修方法は、ひび割れや凹凸になった路面を削り取り、既設舗装版の上に新たな舗装を重ねていく切削オーバーレイを行う予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 工事概要、分かりましたけど、これが適正管理推進事業なのか、修繕事業のような気がするんですけど、財源の関係でこうなるんですか、どういう意図でこの公共施設等適正管理推進事業で、そういった道路修繕維持管理事業をやるんですか。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 公共施設等適正管理推進事業の中に、道路の対象事業がありまして、その中の長寿命化事業を活用して実施しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、どういった財源を使うかということなのかよく分かりません。分かりました。

それでは、8款1項4目都市計画総務費、コンパクトシティ形成事業、315ページ。

補助内容と支出先をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 補助内容と支出先につきまして、令和5年4月に策定しました立地適正化計画で定める居住誘導区域を対象として、空き家を除却した場合は、空き家の所有者等に対し最大40万円の補助金を交付いたします。

また、令和6年度からは45歳以下の方が、居住誘導区域内において新規に土地及び住宅を取得された場合は、取得された方に対し最大で30万円の奨励金を交付するものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 空き家の除去と取得ということですけど、それぞれ40万円と30万円ということですけど、それぞれ何件を見込んで予

算を立てられましたか。

○丸山隆弘委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 まず、空き家解体の事業費補助金につきましては、来年度は3件の予定でございます。

それから、定住促進奨励金につきましては、来年度9名の方を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 390万円になってしまったけど。3掛ける9の27の3掛ける4の120で390。350万円の予算ですけど、予算増えてしまったけども大丈夫ですか。

○丸山隆弘委員長 確認ですね。

金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 失礼しました。

定住促進奨励金は30万円の方が5名、それから、20万円の方が4名で計230万円となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 8款1項3目用地対策費、地籍調査事業、303ページになります。

事業の内容を伺いたいと思います。

また、国道151号沿いの都市計画に対する影響はどのようにあるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 地籍調査については、国土調査法に基づく調査で、一筆ごとの土地について、所有者・境界・面積などを調査して正確な図面と簿冊に改める作業となります。

その効果としましては、土地の有効活用、土地の境界トラブルの未然防止、公共事業の効率化、災害復旧の迅速化などが考えられます。

令和7年度の事業内容につきましては、川

田字本宮道地内を中心に約20ヘクタールを調査区域としまして現況測量・復元測量及び土地所有者の立会の下、一筆地調査などを実施する予定をしております。

2点目です。調査完了区域内につきましては、土地の有効活用、公共事業の効率化などにつながるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 8款1項3目用地対策費、地籍調査事業、303ページ。

柴田委員の質疑がありましたので、再質疑から入りたいと思います。

川田地域ということで、これは主に、市街化区域で調整区域は入っていないというわけでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 市街化区域内のみの調査になります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 あそこはバイパス造ってるもんですから、その関係でこういうふうにやっていくかと思ってますけど、その点の調査の上で、先ほどあったと思うんですけど、理解していない方もみえるかと思います。なかなか相続の関係とか、本人たちの意見が違ったり、その調整というのは今、割と順調に進んでるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 事業の中で、やはり一部自分の考えもありまして順調に全てが進んでおるというものではありません。

ただ、これからだんだん所有者さんが分かってくるような事案とかもありますんで、できるだけそういった方を説得しながらスムーズに事業を進めていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの答弁、現況と復元というのがありましたけど、これはちょっと理解できないところがあるので、説明をお願いします。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 復元測量というのが、今ある資料を基に図面を作成する形になります。現況測量というのは、あるがままの現況を測るということで、その違いを確認しながら進めるという作業になります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、ちょっと近くでも相談を受けたんですが、市に届けてある広さから出して行って、測量したら少なくなってしまったとか、縮んでしまったというのは、やっぱり今回も多かったのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 すみません。今回というのが、昨年度までやっておられた川田のA地区のことかと思います。

今ある面積、図面につきましては、明治時代に制作された図面が主なものになっておりますので、測量精度や何かがかなり今の時代と違いますんで、面積の増減はかなりあったかと思います。

以上です

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その点で伺おうと思ってるのは、税金面ですと、昔の広さでいって、測ったらかなり小さくなった場合、これは、税額も変わってきていいんですけど、大きくなったときも同じということでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 大きくなった場合も、小さくなった場合も、修正主義という形になりますので、修正後、新たな数字で課税がかかっていくような形になりますので、その旨、事前に説明をさせていただきながら、

今、進めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういうことで、取引が今後、順調に行われたり、筆界ですか、測量がちゃんとすれば問題が解決していくと思います。

石田の問題みたいなことも、今後なくなるように期待していますので、以上です。

では、次の質疑に入ります。

8款4項1目都市計画総務費、狭あい道路整備等推進事業、313ページ。

この事業による効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 狭あい道路整備事業につきましては、幅員4メートル未満の狭い道路を、4メートル以上に拡幅する事業でございまして、現在、平井、石田地区において事業を実施しているところです。

効果につきましては、道路などの基盤を整備することで、住環境の向上や低未利用地の活用が図られると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどとちょっとダブるんですけど、測量がちゃんとできると、きっとこの狭あい道路のときに、石田の地域も大分、広がって、皆さん喜んでいるというのは聞きます。

それで、狭あい道路の事業というのは、ずっと新城市も課題だと思うんですけど、一番問題があるのは、入船がかなり狭いということを理解しているかと思いますが、これは地域の協力ができないということは聞いているんですが、区長さんとか地域の方たちからの申出があれば、事業は進んでいくのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 委員のおっしゃられた入船につきましては、現在、計画がご

ざいませんが、現在は、新城市狭あい道路整備拡幅推進事業に基づきまして、令和6年から令和10年度の計画を、今、つくっておりますので、入船等があるということになるとそれ以降になるかと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それと、時々、SNSなんか載ってるんですけど、井道から入ったところの狭い道路とか紹介されているんですけど、道路の交差点に井戸があったりということなんですけど。

〔不規則発言あり〕

○山田辰也委員 西新町地区ですね、あそこも入っていて狭いという感じがあるんですけど、その辺の計画はもっと、また遅れるというわけでしょうか。中に計画が入っているかどうかと。そこは、条件としては広さかなと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 今、おっしゃられたところについては、現在の計画には入っておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、9款1項3目災害対策費、高度情報通信ネットワーク管理事業、333ページです。

1点目、2,026万6千円の内容を伺います。

2点目、期待される効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 それでは、今、2点いただきましたので、順番にお答えさせて

いただきます。

1点目の主な内容であります、次世代高度情報通信ネットワーク整備に関する工事負担金、これが主な内容となります。これは、新たな衛星通信規格への移行期限が令和9年度中とされていること、データ通信の高度化に伴い増大するデータ通信量への対応が必要なこと、設備の老朽化により、県内一斉に新たなネットワークを整備するものであります。

2点目の期待される効果につきましては、この高度情報通信ネットワークは、災害時には県、市町村、防災関係機関等を高速・大容量でつなぐ防災無線として、また平常時には県及び市町村の行政通信システムとして活用されております。

新たに整備することで、恒久的に運用が可能となり災害時等の連携強化が図られるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

県内一帯に、令和9年度中に整備という進め方なんだろうと思いますが、財源内訳を伺います。市費なのか県費なのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 これは県費となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。県費で行うということですね。

あと、衛星通信の整備ということになるかなと思うんですが、事業者とかそういったものを決めるというよりも、その整備になるのか、今、個人ではスターリンクとかそういったものが衛星通信できるんですが、そういったものを使うのか、そこら辺の状況というのはどういうふうな形になるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 この現行のネットワークシステムは、平成14年度に県の事業として構築されました。令和9年が、次期の更新ということで約20年が経過しております。

システムも大分、老朽化したということで、今回さらに高速、大容量回線で早くて質の高い通信が可能ということを期待して、県で整備するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 9款1項3目災害対策費、防災行政無線保守管理事業、333ページ。

委託の内容と見込まれる効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 防災行政無線保守管理事業の主な内容であります。防災行政無線の保守点検委託料となります。これは、災害時等において、市民に対して防災行政無線を通じて迅速かつ正確な防災行政情報を提供するため、同報系無線の維持管理及び各戸、事業所へ戸別受信機を貸与しています。また、防災活動に係る通信手段として、移動系無線の維持管理に努めるものであります。

こちらの効果であります。こちらにつきましては、浅尾洋平委員に対する答弁のとおりです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 防災行政無線、人を救うためには、津波のとき、津波等は非常に役に立つということで、新城市の場合は津波はないんですが、いろんな災害等の連絡等で、外に立ってる大きなスピーカーのついた、よく聞こえるんですけど、この管理事業の中で時々誤報とか流れたりするんですよ。で、僕も、大地震とってびっくりして、はだしで外に出たら間違ってたというのがあったんですけど、その辺りは今後そういうことがないよう

に、中では、連絡等はできておりますでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 戸別受信機以外に、今、委員の言われた屋外拡声子局というのが市内85か所に設置しております。主に、この屋外拡声子局につきましては、本当に緊急時等に放送するものでありますので、そのときの情報によって誤報というか、それはそういった事案ではなかったということも考えられますので、そのときは、その内容を改めて住民の方にお伝えさせていただくように検討しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、9款1項3目災害対策費、高度情報通信ネットワーク管理事業、333ページ。

委託の内容と効果は、浅尾委員の質疑で理解しましたので取り下げます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 すみません。先ほどの浅尾委員の質疑で、防災対策課長が、財源で県費と申し上げましたけども、地方債です。財源は地方債で修正をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 10款1項3目教育指導費をお願いします。学校情報システム管理事業、347ページであります。

賃借料が前年度予算額と比べて増額となっております。その理由についてお伺いをしま

す。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 増額の理由につきましては、校務支援システムの5年間の賃貸借期間満了に伴うシステム更新にあたり、ハードウェア・ソフトウェアライセンスの新たな構築などに係る人件費や物価が、前回契約の令和2年時より上昇したことが大きな要因です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 時の流れというのか、理解をしました。

続きまして、10款4項3目であります。文化財保護費、文化財保護事業として、365ページであります。

ここで、工事費447万7千円の内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 工事請負費の内訳につきましては、埋蔵文化財調査工事16万5千円、清岳向山湿原の遊歩道改修工事に396万円、同湿原の看板取替工事に対しまして35万2千円です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 清岳の関係ということで確認をしましたが、埋蔵文化財の発掘をされるのか、その準備なのか、確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 市内で開発行為等が行われる場合、まず最初に埋蔵文化財の有無照会というのがございます。有無照会が済んだ後、そこに埋蔵文化財がある可能性があった場合に、市の負担で埋蔵文化財の試掘というものを行います。このときにかかる工事費でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみに、地域を特定してはいけないわけではありますが、清岳ではないということよろしいのか。

それで、試掘を、今までの経験ですと、開発行為をしたいからという、埋蔵文化財がある可能性があるから、一度、県庁の埋蔵文化担当と調整を下さいということで現地に赴いて、いや、この程度ならいいですよ、試掘で。これは本発掘をお願いしますという流れが来たような気がするんですが、そこはちょっと違った答弁でしたので確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今回の16万5千円につきましては、場所を特定しておりません。どこであっても、一応工事がこの試掘というのできるような形を取っておくためのものでございます。

それで、手続といたしましては、まずは有無照会が出た後、埋蔵文化財がなければそのままありませんよという返事をいたします。あった場合には、県へ申請をお出しして、そこが埋蔵文化財としてどの程度のものかということを確認する。それで、その中で小さいものであればもうそのままやっていただいていいですよということで御返事をする。

ただ、このときにも埋蔵文化財の包蔵地になっておりますので注意して工事してくださいというようなこと、それから、埋蔵文化財が出てきた場合は至急連絡くださいということをお願いしております。

それで、比較的この場所はしっかり埋蔵文化財が入ってる可能性が強いというところに関しては、試掘というものを行います。これはもう試掘やりますよということで当然、県へも出した上で試掘をして、その埋蔵文化財の状況を確認した上で、本発掘が必要かどうかというのをこの試掘の中で調べていくというような作業になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、これ予備費的にまず予算を立てておくということの理解でよろしいんですね。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 おっしゃるとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 次に参ります。

10款4項4目社会教育施設費であります。鳳来中央集会所管理運営事業で、377ページであります。

工事費711万5千円の内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 工事請負費の内容につきましては、1階ロビー空調機2機の更新工事を実施するものです。

平成9年の供用開始から使用している設備で、型式が古く、部品調達が困難なため、更新工事を実施するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ということは、合併して20年になるわけであります。本来であれば、こういった小施設については、地元である程度、担保していただくというのがいいんじゃないのかなと思います。

特に、その次の質疑にも入れてあるんですが、旧の鳳来地区については、結構こういった修繕費があります。ここらを地元との調整の中で、市がやってくれるからいいよねではなくて、地域の自助努力はどの程度あるのか、そこをちょっと確認をしないと、いつまでも市が丸出しではいけないということにもなりますし、やはり、地域の活力を高めるためにも、自分たちの地域の施設は自分たちで守ろうというお気持ちで向かってみえるのか、確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 鳳来中央集会所につきましては、鳳来町時代に水源地域対策というところで建てられた建物でして、こちらは設置管理条例により市が管理しているものです。

財源につきましては、水源地域対策基金を活用しまして、今回、修繕を行います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 確認しました。基金もいつまでというのは、担保できないという部分もありますので、そういった意味でもしっかりしなくはいけないし、こういった施設、行政が見てくれるからではなくて、やはり日々の点検、メンテナンスもやっていかないと、せっかく設置管理条例の中で多額の委託料を出して面倒見ていただいているわけでありまして、やはりそこら辺も含めていく必要があるのかなということで、次に参ります。

10款4項4目同じく社会教育施設費、玖老勢コミュニティプラザの管理運営事業であります。資料377ページ。

434万4千円の内容についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 工事請負費の内容につきましては、敷地内通路が陥没して側溝等に段差が生じており、利用者が転倒する危険や排水への支障があるため、修繕工事を実施するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 陥没ということは、陥没の規模もあるんですが、日本国内でも水道管、下水道管の損傷によって大きな事故にも結びついたわけではありますが、その陥没の状況というのは、原因としては何であったのか、確認をします。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 陥没の程度は10センチ程度になるかと思いますが、こちらの建

物も平成元年に建てられた建物で、経年劣化によるものと認識しております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 経年劣化という言葉を使えばそれで済むわけではありますが、その陥没したところは、下に埋蔵物か何か入っての原因なのか、ただ端的に単純に10センチ下がったのか、ちょっと確認します。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 今回2か所の修繕を計画しております。1か所は、下に浄化槽が入っております。これまでも、原因は何かということで浄化槽の点検をしながらというところですが、特に原因というものはなかったものですから、今回、既設のアスファルトを剥がして高低差を調整して、再度、アスファルト舗装して、側溝等も傾いておりますので、そこを修繕していくという工事でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 浄化槽が埋設してあって、その部分が陥没するということは、浄化槽の機能は働いているのかということを確認しますが、それはよろしいんですね。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 定期点検により異常はありません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 かなりしっかりした工事をしていかないと、今、現況のところ以外にも恐らく波及をしているという可能性もありますので、400数万円しか予算が見てないわけがありますが、しっかりと見ていかないと、次の第2次、第3次の陥没事故にも結びつくということです。よく調査をして確認をしていただければと思いますが、その点いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 今後も留意してまいります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、次に参ります。

10款5項5目学校給食費、学校給食共同調理場運営事業でお願いします。資料389ページです。

事業費5億473万9千円の内容について、アからツまでお示しをさせていただきましたので、それぞれ個々の内容について、確認ができるようお願いをしたいと存じます。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 事業費の内容でアからいただいておりますので、順次お答えします。

アの非常勤特別職報酬につきましては、新城市給食センターの設置及び管理に関する条例で規定する給食センター運営委員会に出席していただく3名の委員に対する報酬です。

次にイ、報償費です。報償費につきましては、食材の選定を行う物資選定委員会及び栄養教諭が作成する献立（案）に対して意見をいただく献立委員会の委員に対する報償費です。

次にウの費用弁償につきましては、給食センター運営委員会へ出席いただく委員に対する旅費となります。

エの普通旅費につきましては、愛知県内の給食センターの担当者が参加する会議へ出席するための旅費となっております。

オの消耗品費につきましては、給食センター内のボイラーや排水処理施設で必要となる薬品類や一般事務用品などとなります。

カ、燃料費につきましては、施設及び施設周辺の環境整備のため草刈を実施するための混合油代です。

キの光熱水費につきましては、給食センター運用のために必要となる電気、水道、ガスの使用料となります。

クの修繕費につきましては、備品及び施設の突発的な故障などに対応するための費用です。

ケの賄材料費につきましては、小学校の給食費単価280円、中学校の給食費単価330円に、年間給食提供見込回数190回、小学生・中学生並びにセンターで勤務する喫食を掛け算をして算出したものとなります。

また、食材費調整分として、地場産物などの食材を仕入れる際、通常価格よりも割高になる場合を考慮した費用も含んでおります。

続いて、コの通信運搬費につきましては、給食センターで使用するファクス利用料などとなります。

サの手数料につきましては、市職員ですとか栄養教諭の検便検査並びにノロウイルスの検査のほか、水道や浄化槽の法定検査に必要な手数料となります。

シの保険料につきましては、学校給食センター本体、屋外倉庫、浄化槽棟、受水槽棟、調理器具を対象とした市有物件建物共済に加入するための保険料となります。

スの委託料（共通分）につきましては、こちらは施設の清掃業務や浄化槽保守点検・清掃業務、防虫などの衛生管理業務、貯水槽の清掃業務、電気保安管理、消防設備等の点検業務などとなっております。

セの委託料（一般分）につきましては、調理などを委託しておりますG S Fへの委託料やネットワーク機器保守点検業務、厨房機器保守点検業務、ボイラー設備の保守点検業務、排水処理施設清掃保守点検業務並びに事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業務、空調設備及び換気設備の保守点検業務を含んでおります。

ソの使用料につきましては、ティーズの回線の使用料となります。

タの賃借料につきましては、市で使用しております複合機のリース代金などとなります。

チの備品購入費につきましては、調理器具などが緊急で購入する必要がある場合に対応するための費用です。

ツの負担金につきましては、愛知県内のセ

ンター関係者で構成される学校給食センター運営協議会へ支出する会費となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口委員、（２）も続けて質疑をお願いします。

○山口洋一委員 （２）でございます。

給食調理数は何食で試算をしてみえるのかということであります。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 給食調理数の食数でございますが、児童生徒及び教職員と、センターでの喫食者数を合わせて、１日3,313人で試算してございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ほとんどメモが取れておりませんがちょっと確認だけしていきます。

まず、光熱水費、キについてであります、ここについても、今回12月補正も2,000万円ほど打たれたという経過もありますので、今回は、どここのセンターを確認をしてそれで割り算、掛け算、足し算したらなったということではなくて、厳密な、先ほども言われたような数字、3,000何食の数字に基づいて算出をされた、若干の燃油等の値上げもありますが、そこに含まれてある程度、正確性に近いものだという理解をしてもよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 12月補正時点では、いろいろとなかなか数字が告示しできなくて補正をお願いしたところですが、今回、令和7年度の光熱水費につきましては、12月の予算のときでも御説明したように、実績の数字がある程度、出てまいっておりますので、そちらを基に、できるだけ使える数字をセンターで実際に使用している光熱水費を基に算出して、予算要求してございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 まだまだ予断は許しません

が、適切な正確に近い数字だという理解をしました。

次に、賄材料費が小学校の子どもの単価、そして、中学生の単価、もろもろ入れて、3千数百食のものが190日掛けてというような数字が出ておりましたが、賄材料費はトータルで幾らぐらいになるんですか、これ。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 賄材料費につきましては、令和7年度の試算でいきますと1億8,873万円でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ごめんなさい。ちょっと見落としましたが、この賄材料費と、従前、歳入で確認をさせていただいた給食費の歳入がありますが、これとの差額はどの程度あるんですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 歳入でお示したように、給食費は小学校分で1億1,108万1,600円で、中学校が7,354万7,100円で、並びにセンターの負担金として御説明した金額も含めたものが賄材料費で全額充当してございます。

したがいまして、歳入で計上してございません。センターで保存食というものを取りますので、センターの保存食の2食分掛ける食数で12万5,400円と、食材の調整分として84万円、この2点が歳入と歳出の差となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 要するに、給食費で皆さんからいただいた、子どもさん、親御さんからいただいたもの、そして、働いてみえる方の喫食分を含めて、歳入に打たれてる。その部分を賄材料費として見てる、逆に、簡単に言うとかいうことなんですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員のおっしゃる

とおりで。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、公会計ですのでこれでいいと思うんですが、本来、これを企業として、今度、市内にできたようでありますが、してやる以上は、100円で仕入れた原材料で食事を作りました。それを100円で売る人はいないんですよね。普通は、仕入価格と売価を見て、その差額を見て、それで幾らというのを出すんですが、こういう方式で本当によろしいのかな。

ただ単に、親御様もしくは関係者からいただく喫食分の代金を歳出として見てるだけなので、施設管理をしている方に対しても、そういった業としての努力をさせようと思えてこないんですよね。本来なら、極力安くて、安全安心な食材、そのために上に委員会があったりして、お金払ってるんでしょう。

ということは、100円の農産物、また、材料を仕入れたときとするならば、それはできたものとしては、120円とか130円のものでないといけないと理解をするんですが、そういう考えは間違いなんでしょうかね、自分の。

〔不規則発言あり〕

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、賄材料費については説明をしていただきましたが、細部にわたってお聞きしたいこと、確かめたいことがありましたら、お願いをいたします。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちょっと理解ができてないような気もしますが、賄材料費イコール、ここで歳出としてうたってる賄材料が、ほとんど一緒ということはあり得ないんじゃないかということ言ってるんです、ただ、それだけです。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 学校給食法という法律の中に、食材費につきましては保護者に負担を求めると。それ以外の施設管理並びに光熱費など維持管理につきましては、学校給

食の提供者の責任者である自治体が責任を持つというところがありまして、このような予算としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 学校給食法という法律に基づいて、歳出、歳入イコールだということだという理解をさせていただきました。

次に、保険料、市有物件だということで、いろんな評価があると思うんですが、かなりの金額がかかっているわけでありますので、そこに保険料が36万7千円の費用もうたつてあると思うんです。これどういった評価に基づいて、課金が算出されたのか、ちょっと確認します。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こちらにつきましては、建物総合共済委託明細書というのがございまして、こちらでそれぞれの建物などの建築価格、取得価格ですね、そちらに基づいて保険料を計算してございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 取得価格ということは、取得価格、非常に安いと思うんですよね、36万7千円というのは、何となく。これだけの施設で36万7千円というのは、時価額にしても最小価格を選考するに当たっても、非常に安価な保険料であります、その点は大丈夫なんでしょうね。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 市の建物類も全て同じ保険、建物総合損害共済に入っておりますので、大丈夫だと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 次に、委託料がございます。2億3,826万4千円。もろもろ言われましたけれども、これは、食数に応じてやってみえるのか、施設の規模においてやってみえるのか、恐らく設置管理条例の中でお願いしてや

っていると思うんですが、これは将来的にはどうなっていくのか。今現在、2億3,000万円も、もなんて言うてはいけませんが、かかるんですが、これがどういう判断をされているのか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委託の内容によってばらばらと考え方が違ってくるかと思えます。なので、厨房機器の保守点検ですとか、冷蔵庫の保守点検につきましては、センターの中にある機器類の点数に基づいて変わっておりますし、排水処理施設の清掃保守点検につきましては、その排水処理の施設の規模に応じて算出してございます。

また、空調設備や換気設備につきましても。

〔不規則発言あり〕

○丸山隆弘委員長 答弁続けてください。

○菅野裕也学校給食課長 一般分で一番大きなものを占めておりますのが、GSFの調理業務となっておりますので、こちらは食数が変わっても金額としては契約の内容となっております。5年間契約です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 契約期間は5年であるので変更はないということであります。

そこで、確かエレベーターがありました。それで、3階まで行くエレベーターがあるわけですが、3階が見学コーナーということなんです、思ったような機能が発揮できないであろうというようなことも以前から話されておりますが、エレベーターの保守点検料は含まれてみえるのか確認をしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 エレベーターの保守点検は委託料共通分で含んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。

前後して戻って恐縮なんです、共通分だということでありましたのであれですが、あの

施設、見学をしようという、実はある団体も見えたんです。8月の試運転して、9月の本稼働に向けて、その後もあったんですが、そういった状況だということを覚知したので、給食センターの見学はやめようねという方も見えましたので、例えば、そこをテレビに映すとかモニターでやるとか言ってみましたが、実際に現地に行って、子どもたちが現場を見ながら3階から見下ろすということができるようになるということは、この予算を見ただけでは計画はありませんが、その点はどうのようなものなのですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今、委員のお話にありました児童生徒の来場に備えて準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。

(2)の3,313人というのは、令和7年度の確定数値ということで理解すればいいんですね。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 食数につきましては、日々変動して、この日、この食数だからと確定したものはないのが現状です。子どもが休んだりしておりますので、予算を要求した時点で、各学校に照会をかけて人数を出してもらったのが3,313人となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、10款1項3目教育指導費、「ラーケーションの日」モデル事業、341ページです。

1、会計年度任用職員の人数と1人当たりの勤務時間は。

2、仕事内容は。

以上、2点お願いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 会計年度任用職員の人数は38名を予定しています。職種が2種類あり、校務支援員、非常勤講師です。各職種1名ずつ市内19小中学校へ配置予定のため、合計して38名です。

校務支援員の1人当たりの勤務時間は、1日4時間、週4日を上限とし、非常勤講師は1日4時間、週3日を上限としています。

仕事内容についてです。仕事内容については、校務支援員は教職員の負担軽減を図るため「ラーケーションの日」導入に伴う諸作業のほか、授業補助、教材づくり補助、学校事務補助等、校務全般に係る職務を支援する業務です。

非常勤講師は、ラーケーションによる教職員の負担軽減に係る業務として、授業実施及び授業補助業務です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、1番から再質疑します。

この勤務時間、分かりました。そもそもなんですけど、このラーケーションの日の人の手配ですね、これ募集とか、例えば、加配等の手続とか手配、これは全て市が行うということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 おっしゃるとおり、市で行います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 もう1つ、非常勤なんですけど、教職員が休むときなどに、いわゆる補填するというような形だと思うんですが、学校によってかなり違ってくると思うんですね。聞いたところによると、1校により支援員と講師が1名ずつ入るというような形だと思うんですが、小さな学校もあればクラス数が複数にわたる学校もある。例えば、大きな千郷小学校もこれもいわゆる非常勤講師が1人で

行うのかどうか、この辺りをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 このラーケーションの日モデル事業は、県の委託金で賄われるんですが、1校当たりの補助金額が決まっております。ということで、各学校、非常勤支援1人ずつ充てるという予定をしております。

大きな学校でも、小さな学校でも同じ人数になると思われます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、どうするのという話で、大きな学校でもこれで賄えるのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 本来、これ以外に通常の講師の配置が行われております。これは、県費で行われる非常勤が充てられております。その県費の職員の配置で十分、本来の業務はやっていけるという見通しであります。

このラーケーションモデル事業は、プラスアルファとして考えていただければいいかなと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、2番目に行きたいと思いますが、ちょっとこれ確認なんですけど、非常勤講師なのか、講師といえど教員なのか、これどういうふうに考えればよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 非常勤講師と支援員の違いは、教員免許を持っているかどうかであります。教員免許を持っていれば、子どもたちの前に立って授業をすることができます。なので、この非常勤講師というのは、イコール教諭と同じ意味であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 教員と同じということで

あれば、中学校はいわゆる担任制ではなくて、教科制になっておるので、講師の方にも免許外教科担任制度を使って行うのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 現在、自分の免許以外の教科を担当するというのは、県のほうではできるだけしないようにということで、そのために非常勤講師が充てられたり、いろんな施策が行われております。

なので、このラーケーション、非常勤講師が中学校に行った場合も、免許外の授業を担当するということは想定していません。ただ、各中学校で、別室で授業を行っている、そういう子どもたちの支援に当たる教員もちょっと不足気味なので、そういったところでの活用は想定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 よく分からなかったんですけど、いわゆる中学校というのは、いろんな教科、それぞれの方が教科を担当して見えますよね。例えば、国語の教員の方が3日間お休み取りますといった場合、その講師の方は数学を持ってみえるということは、この方はこの補填には入れないということなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 その辺は、自分の担当教科以外の授業を受け持つことはできませんが、国語の教員が休んだと。そうしたら、ほかの学年の国語の教員が助っ人に入ったり、あるいは、そこを非常勤講師が数学の担当であれば、数学に時間割変更したり、そういったことで学校の中で工夫をしてもらいながら、時間割変更等で対応していただくことを考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、10款1項3目教育指導費、不登校対策事業、343ページです。

(1) 事業費の内訳について、それぞれ詳細を伺います。

(2) 事業実施に際して、前年からの変更点や改善点の有無について伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 1つ目についてです。事業費については、子どもサポート相談員2名分に係る費用になります。通信運搬費は、保護者や学校、各関係機関との連絡用携帯に係る費用になります。

2つ目の変更点、改善点についてなんです。前年からの変更点は、人事院勧告により人件費が上がっています。改善点としては、子どもサポート相談員の自家用車の賃借料として計上していた使用料及び賃借料を削除しました。理由としましては、子どもサポート相談員も公用車を使用できる環境を整えたからです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、再質疑に入りたいと思いますが、今の答弁の中で費用的なところは理解をさせていただきました。

令和6年9月定例会でも、令和5年度の決算のときに確認をさせていただいて、そのときが904万円程度ですかね、そこから人事院勧告に伴ってこの人件費が増えたということで、来年度予算案の中では、少し費用としては増えてるんですが、今の答弁の中では、それに伴うところと自家用車が使えなくなること、金銭面での変更点はあったんですが、不登校対策の事業として、不登校の生徒を1人でも減らすための変更点なり、改善点をお聞きしたかったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 今、教育支援センターあすなろ教室が抱えている問題の大きな

1つは、ほかの地区の生徒が通いにくいということがあります。例えば、鳳来地区、鳳来地区にも不登校の生徒はおります。これは、やはりきちんと人員や予算等確保して、旧鳳来町、鳳来中学校にも設置をしないとイケないという見通しは立ってあるんですが、まだ今、お試し段階で、鳳来中学校の中に、あすなろ教室の別室というような形で、月に数回、あすなろ職員が行っているというような試みを始めています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10款4項3目文化財保護費、長篠・設楽原の戦い450年記念事業になります。373ページです。

長篠・設楽原の戦い450年イベント開催に要する経費の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 本事業では、戦国博覧会、鉄砲サミット、講演会、書籍の出版などを計画しております。それぞれ戦国博覧会190万1千円、鉄砲サミット10万円、講演会13万6千円、書籍の出版147万9千円を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この記念事業ですけど、今、答弁ありました開催費やグッズの作成など経費があるかなと思いますが、こうした記念事業については、やはり地元の団体の方もいますし、また観光協会もありますので、一緒に開催を盛り上げていく上でも協力関係を築きながらやっていくという考えなのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 委員おっしゃられるように、地域で歴史を守っていただいているボランティア団体がたくさんございます。

そういった方々にも当然、協力を、今、お願いをしておりますして前向きなお返事をいただいております。

それから、観光協会等につきましても、やはりお力を借りないと全国に呼びかける力は教育委員会の中にはございませんので、ですので全国に呼びかける力とか、それから、市内での今度は観光業者さんへの窓口等は私たちにはそういうネットワークございませんので、そういったところもしっかり活用しながら全体で盛り上げていけるような形を取っていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひそういった形で、観光協会含めて、また、ボランティアの方も含めて事業を進めて盛り上げていっていただければと思います。そうすれば、より新城のいいところとか、PRの出ていけるかなと思いますので、ぜひ成功するような形で頑張ってもらいたいと思います。

次の質疑に入ります。

10款5項3目学校保健費、学校プール運営事業、389ページになります。

1点目は、2,832万9千円の内容を伺います。

2点目は、期待される効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 1つ目ですが、水泳指導料、施設使用料、バスリース代、バス運転業務・燃料代等を含む水泳指導業務等委託料になります。

2つ目の効果ですが、体育の授業における水泳指導において、子どもの技術段階に合わせてグループ分けを行い、グループごとにインストラクターが専門的な指導を行うため、個の能力に合わせて泳力を向上させることができています。そして、インストラクターだけでなく教員もサポートし、複数での指導、監視により、安全面の配慮も十分に行うこと

ができています。

また、民間プールを利用することにより、プール使用に備えた掃除、薬剤投入、ろ過装置の操作等、プールの水質管理に関する教職員の負担軽減につながっています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。このプールの管理運営事業なんですが、だんだん広がってきていると感じております。

資料を読まさせていただきますと、今現在、11校がこの民間プールを利用している活用となるかなと思うんですが、11校になった場合は、時期だとか、また各学校とスケジュール管理だとか、バス移動等も大変になるかなと思うんですが、そういった授業が11校でも回せるというような算段があるということなのか伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 民間のプールを使用することによって、プールを使用できる時期も非常に長くなります。自校のプールであると、水温が高くなるといけないとか、あと気温の関係で水泳の授業のできる時期が非常に限られるわけですが、民間はそこら辺もきちんと管理をしていて、長い期間、使用ができるので、11校分の授業もそれに合わせてうまく分配できて、授業をやれるという予想を立てております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 1回目は効果、メリットを聞いたんですけど、デメリットというのはあるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 今のところ、民間利用している学校からのデメリットは聞いておりません。メリットが多いです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

資料を見ると、移動時間が結構かかると書いてあったものですから、そこら辺が課題に挙がってくるかなと思いますが、特にないということで理解をいたしました。

あと、またこのメリットに関わるかなと思いますが、この民間のプールを活用すると、結構な金額、1億円か2億円ぐらいの経費が浮くという資料だったかと思いますが、そこら辺の理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 資料にあるとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、389ページになります。

1点目は、1億2,456万3千円の内容を伺います。

2点目、新城小学校給食受入施設改築工事の日程を伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 学校給食施設改築事業の新城小学校の工事でございます。

1億2,456万3千円の内訳ですが、新城小学校へ新たな受入室を増築するための費用としまして、建築基準法の完了検査手数料が14万2千円、工事監理業務委託料として986万7千円、工事費が1億1,455万4千円となります。

工事内容につきましては、新城小学校の旧給食室の跡地に新しく受入室を整備する工事、並びに仮受入室で現在、使っておりますスペースの復旧工事となります。受入室には、既に完成しておりますほかの学校と同様に、配送用のコンテナですとか、クラスワゴンを保管するスペースのほか、配膳員専用のトイレや休憩スペースを整備いたします。また、受入室が完成し、運用が始まりましたら、仮受

入室として整備した部屋の復旧工事に取りかかる予定です。

(2)の新城小学校の改築工事の日程につきましてですが、こちらにつきましては、旧給食室の解体工事が令和6年度中、本年度中に完了してございます。したがって、令和7年度に入りましたら、速やかに入札手続きを行い、令和7年度中に新しい受入室の完成、令和8年度4月からの運用開始を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

今、去年の9月から学校給食センターが始まっているんですが、今も仮の受入れ施設で、やっているということなんですが、こちらはまだ新設の工事がこれからということなんですが、そちらの衛生面とか安全面というのは、現在、大丈夫なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 安全面、衛生面につきましては、十分に配慮して、現在でも運用しておりますので、残り1年間しっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

日程としては、この新城小学校の受入れ施設の新設を、今回の1億2,000万円余でやれば、全ての学校給食センターが完成ということで考えていいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員のおっしゃるとおり、新城小学校が最後の工事となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。あと、答弁のところで、この工事が終わった後に、今ある仮の受入れ施設の復旧工事があると言われたと思うんですが、この復旧工事というのは

こういったものを復旧するという内容なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 新城小学校につきましては、仮の受入室をつくるために、校舎内の機材室という部屋と、一部のプレイルームという校舎内に広いところがございました。そちらを使いまして、仮の間仕切りを設置して、扉等を設置して、現在、仮受入れ室として運用しております。

したがいまして、これらを新しい受入室が完了し次第、全て撤去して従来の用途に戻す工事となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういう形で原状復旧をしていく流れだということで理解いたしました。

それでは、次の質疑に入ります。

10款5項5目学校給食費、学校給食共同調理場運営事業になります。389ページです。

こちらの1、2で、この内容を伺って委託料の内訳と書きましたが、山口委員のやり取りの答えで分かったので、再質疑からさせていただきますと思います。

令和7年度の運用するための事業費の中には、前回、あってはならない異物混入の件があって、そういった責任だとか、ペナルティーを課すような内容というのは含まれているのかどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 そういった費用は含んでございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。責任のペナルティーは、特に入ってはないということで理解しました。

あと、食事の提供する3,300人余のところに調理員の給食費の個数も答弁あったかと思

いますが、これって職員というか調理員の方の御飯として、学校給食を提供されるという内容でいいのか、その調理員はお金を出して御飯を食べているという理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 センター内で勤務する市職員並びに調理業者の職員全て費用は負担していただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 自己負担で食べているということで理解いたしました。

あと、委託料が、5年間契約で2億円余の契約金ということで入っていることは分かりました。

現在、その契約上で、それががっちり決まっているということなのかなと思いますが、最近、物価高騰だとか、人件費の高騰が全国で広がっているかと思いますが、そういった契約上、毎年向こうからの運営費の値上げだとか、人件費の値上げというふうなことはあるのかないのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現時点で、委託業者からそのような御相談等は承っておりませんので、契約の内容、契約の金額で行くものと現状、考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 私は、10款4項3目文化財保護費、長篠・設楽原の戦い450年記念事業でございます。373ページ。

本事業により期待される効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 本事業を通して、今から450年前に、私たちが暮らす新城で日本の歴史を動かすような大きな戦いが

行われたことについて、様々なイベントを通して情報発信を行うことで、多くの皆さんが新城にお越しいただけるものと考えております。

それと併せまして、新城には、日本のどこにも負けないような歴史的な宝があるということをも市民の皆様方にも知っていただけるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。ぜひ発信していただきたいし、皆さんにも知っていただきたいと思います。

今回の概要の中に、合戦ゆかりのグッズの作成や書籍出版などと書かれているんですが、主なグッズどんなものが出るのかなと思うんですけど、教えていただけますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 私たち、あちこちのこういう歴史的なイベントに参加させていただいて、そういったところでどういったものが各地で作られてるかということをしていろいろ勉強させてもらっております。

その中で、面白いなというものが幾つかございまして、例えば、今、御城印というものがブームになっておりまして、あちこちのお城を巡って御朱印のようなものを集めるというようなものがあります。そのときに、割と皆さん方、手ぶらで入れるものなく歩いたりしてるもんですから、そういったものを入れるための小さなバッグを、今回、考えております。

それから、あとほかにもクリアファイルのようなものとかそういったものも考えておりまして、450年ならではのものをいろいろ計画しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 ありがとうございます。楽しいグッズがいっぱい増えるといいなと思う

んですが。

合戦ゆかりのグッズの中に、地元の方々がつくられたと思うんですけど、観光課の窓口の辺だったかな、あの辺に飾られてる何かバッジの何か9個ぐらいついた盾みたいなのがあったんですけど、市民の方からあれどこに売ってんのみたいな話があったんですけども、それがあれば買いたいと言ってたんですね。

なので、そういうのを地元の多分ボランティアでやられてる方たちが作られたものじゃないかなと思うんですけども、そういうものを今後、考慮されて発売するというようなお考えもありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今、委員おっしゃられた缶バッジにつきましては、設楽原のボランティアガイドの皆さんがお作りになられたものです。

今、こちらの缶バッジ、ボランティアガイドさんのほうでは販売するつもりはないということをお願いしておりまして、それはなぜかと言うと、自分たちがボランティアガイドした皆さん方に配りたいというような意向をお持ちですので、現段階ではあれを販売するというような予定はございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 私もちよっと窓口で見させてもらったんですけども、結構いいなものだったので、もし商品化できるようだったら、地元のボランティアガイドの方たちとも御相談してやっていただければ、多分売れるんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 10款4項3目文化財保護費、長篠・設楽原の戦い450年記念事業、373ページになります。

(1) 市民団体との連携があるのか。

(2) 式典以外の事業があるのか。

(3) 新城、鳳来、作手地域間の絆を深める企画があるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 それでは、3ついただきましたので順次お答えさせていただきます。

まず、1番目の市民団体との連携でございますが、長篠合戦のぼりまつりや作手古城まつり、設楽原決戦場まつりなど、それぞれ中心となって動いておられる各団体の皆さんが、450年ということを意識して準備をなさってくださいていることをお聞きしております。また、先ほど申し上げました戦国博覧会では、歴史関係のボランティアグループさんにもお声をかけさせていただいておりまして、その場で自らの活動を広く紹介できるような場を設けさせていただきたいと考えております。

それから、(2)の式典以外の事業につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、現在、計画しております事業につきましては、戦国博覧会、鉄砲サミット、講演会、書籍出版等を予定しております。

3番目の新城、鳳来、作手の地域間の絆を深める企画についてですけれども、戦国博覧会の中で、新城市内にごございます戦国の史跡とともに、歴史関連の活動を併せて紹介していきたいと考えております。

これまでも、先ほど申し上げましたのぼりまつり、古城まつり、決戦場まつりの戦国三部作として活動して、そういった形で地域間の連携を取っていただいておりますので、そういった活動も含めまして、皆さん方に知っていただけるように場を設けていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 3問目の質疑が1番目で答えていただいたので、本当にその辺は非常

にありがたいなと思います。

その中で、ブース出展、ブースの用意があるということで、さきの一般質問でも取り上げた有海地区のことや、また物故者供養会で、中学生徒によるデジタル紙芝居というのもあったと思います。また、これ新説によれば、この大野田の戦いも450年に入ると資料説明を受けております。そのような紙芝居を呼ぶなど、参加者はもっと増やせると思うのですが、そのような市民参加増加の努力はどのようにあるのか、もう少し伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 私たちが把握し切れてない活動も地域でまだあるかと思えます。今、おっしゃられた物故者供養会の中で、子どもたちがやったというようなことも私たち、後になって知ったような状況でございます。

ですので、地域の方々にもお声をかけさせていただいて、そういったことを積極的に活動してみえる方々に参加していただけるような形を取っていただけたらと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 市内のことで話をさせてもらいましたが、市外、山梨やというところもあったと思います。

そのような中で、ブースのほうで、そのようなものを呼ぶようなことがあるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 現在、愛知、岐阜、静岡、それから、長野と山梨にございますそれぞれ市町村の観光協会とか、博物館にメールを差し上げて、こういったことをちょっと新城市として予定したいんですけども、出てくれますかというようなアンケート、意向調査をさせていただきました。

まだ、完全に返事が戻ってきてるわけではないんですけども、山梨のほうからも参加

したいというような要望のある市町村がございますので、比較的広い範囲からこの長篠・設楽原の戦いに関係するような自治体が出てくれるものではないかなと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 式典以外の事業のところについてですが、この式典のときに、例えばこの450年のまとめをして報告書を出してしまうのか、私としては、やはり1年を通して、450年、市民のそのような団体も含めて把握した報告書を出していただいて、参加者に改めてそれらを送るとか、そのようなことができないかなと感じるんですが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 先ほど申し上げましたブース出展等につきましては、今、文化会館でやれるように計画しております。

大勢の方が来ていただいたときにどこでこういったブース出展をしてるのかとか、こういったイベントがあるかというのを、やはり、紙で紹介していかないと分からないと思いますので、パンフレットのようなものをお作りして具体的な報告書という形ではないんですけども、こういった地域からこういった人たちが参加してるよというものを、パンフレットのような形でお出しして、皆さんにお配りしたいなと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、10款2項2目教育振興費、ICT活用教育推進事業、351ページ。

この事業による効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 効果ではありますが、協働学習、一斉学習、個別学習等、様々な場面において、全ての小学生児童が自由にタブ

レット端末を活用できるようになりました。

これにより、調べる、記録する、編集する、仲間と情報を共有するなどの機能を効果的に活用し、願いの実現や課題の解決に向けて、一人一人が自分の力で進むことのできる学びの実現が可能となりました。

また、業務委託による運営支援が行われることで、端末を管理する教職員の負担軽減につながっています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 GIGAスクール構想ですね、これが進んでよい面が出てるというのは分かりました。

今、授業で毎日タブレット等が使われておるわけですか、授業は。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 小学生に関しては、発達段階があるので、その学年によって使用頻度は変わってくると思います。しかし、高学年になれば、ほぼ毎日のようにタブレットを活用しながら学習をしています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 小学校3年生になると英語の授業もあったりして、僕らのときと比べるとかなり高度な授業も行えるようになったと思うんですが、教える側もきっと大変な面もありますし、いろんな機材があるということで、これは先生側の負担は減りながらも、機械を使うそのスキルを上げたりするものについても課題はないんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 端末の扱いに関しては、子どもたちのほうが早いかもしれませんが、やはり、苦手な教員はいますので、その辺のところ、課題ではあります。

ただ、各学校にICTの担当教員がいます。その担当教員を中心に、校内で研修を進めたり、それから分からないことがあれば市にも

問合せをしてもらっているということでサポートをしています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今の子ども、覚えるのが早くて、漢字とかそういうのもタブレットから、家にもほとんどみんなパソコンとかタブレットがあるそうなんですよね。

それで、いい面も私は認めているんですが、よく最近言われるデジタル健康障害とか、ネット依存症の元になる可能性も高いかと思うんですけど、運動不足とか不登校とか、また友人関係の付き合いが減ったりすると、そういう課題とか心配はないんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 端末が導入されてから、まだ、それほど長い年月がたっているわけではありませので、その辺の因果関係については、明快なものが分かりかねているというような状況であります。影響があるのかないのか定かではありません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次の内容的には同じところなんです、10款3項2目教育振興費、ICT活用教育推進事業、357ページ。

この事業による効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 先ほどお話したとと重なりますが、全ての中学生が自由にタブレット端末を活用できるようになりました。これによって、一人一人が自分の力で学びを進めることができる状況になりました。

業務委託についても、教員の負担の軽減につながっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 中学校も、小学校と同じようにやっていくのは理解しました。

デジタルが進み過ぎて、書く力が減ったりしてはいないかなと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。手書きによる、やっぱり書くより打つほうが楽だということなんですけど、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 現場の教員は、タブレットをうまく活用しようということで、手書きの大事さもきちんと感じながら、必要に応じて手で書く場面、それから、端末を使う場面、考えて使用しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 東栄町とかいろんなところでも活用していることが見受けられました。こういうコロナ以来の、直接ではなくデジタル化が進んで、勉強の効率が上がったということを考えれば、新城市でも各学校の交流とかもデジタルを通してできるということで、今回、ラトビアに行くんですが、そういうところも、いずれはインターネット上でやっていただければ、非常に予算も少なくなると思います。

以上です。これは質疑ではありません。

○丸山隆弘委員長 引き続きお願いします。

○山田辰也委員 次、行きます。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、389ページ。

工事の内容と進捗状況は、浅尾委員の質疑で理解できましたので取り下げます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 1点、関連質疑を、山口委員の10款5項5目の389ページで、賄材料費のところなんです、ちょっと思ったんですけど、新城市は有機米の導入とかそういうこ

とがありましたけど、今回、その点については対処する考えとか、ほかの賄いの給食で、地元のおいしいものを使うということで、新城では例えば、鳳来牛、金銭的には安くする必要はあるんですが、そういう地元の食材を使うという考えについては、その後、継続的なところでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 賄材料費の給食費の内容でございますが、先ほど御説明申し上げたように、食材費の調整分として地場産物などの食材を仕入れる際に、通常よりも高い価格になることを考慮した費用も予算の中に含めてございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、給与費明細書の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 本通告においては、既に本会議であるとか、もろもろの中で地域手当の必要性、また、新城市が払っていなかった等々のことについて確認ができましたので、取下げをさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

給与費明細書の質疑を終了します。

以上で、第29号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第29号議案 令和7年度新城市一般会

計予算について、反対の立場から討論に参加します。

本予算には、高齢者補聴器補助の実現など市民生活の向上に寄与する施策もあるとは思いますが、しかし、予算全体を見て不要不急の事業も多く含まれており、市民の税金の適切な使い方として疑問を感じるため反対いたします。

主な事業としては、ニューキャッスル会議共同声明実現事業、今年はラトビアで開催する予定であります。市民の話を聞きますと、会議の意義や成果が見えず、それよりも少子高齢化や子育て支援に支援を回すべきではないかという声が多く上がっております。

そのほかには、高速バス事業、平均8.5人と低迷しており、ジブリパークの効果も感じられないという声もあります。

また、後期高齢者Sバス利用を無償化するという市長の目玉のマニフェスト施策があるにもかかわらず、4年がたっても予算計上されず、実現の見込みも立っておりません。高齢者はがっかりしていると思います。

また、地域自治区費でも区長の仕事との二重行政の懸念もあり、見直しが必要ではないかと思っております。

詳しくは本会議で討論をさせていただきますが、無駄な税金の使い方をチェックをしていく住民福祉を充実させていく予算編成を求めて反対いたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、ただいま議題となっております第29号議案 令和7年度新城市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

令和7年度予算は、人口減少時代に対応しつつ、将来の持続的な発展につながる改革に向けての施策に重点的に予算を編成したものとなっております。

具体的には、移住定住事業の継続やスマートインターチェンジの整備、災害時に避難施設となる公共施設への太陽光発電設備の設置、また、地域の人事部組織構築準備事業などを重点施策として位置づけ、様々な事業展開を図っていくこととされております。

これらは、市議会からの政策執行及び予算編成に関する要望、また、各地域自治区からの建議などの様々な市民の声を受け止めるとともに、市長マニフェストに基づく事業、人口減少時代に対応し得る自治体改革に向けた事業などを優先的に盛り込んだものとなっております。

先ほどの答弁の中では、不要不急の事業予算が含まれていることで、特に少子高齢化、人口減少に対応し切れていないという討論がありました。私はそうは考えておりませんし、今回の令和7年度一般会計予算によって、様々な市民福祉サービス向上を図れるものと考えております。

以上の内容をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は、今回、第29号議案について、反対の立場で討論いたします。

7款1項3目の観光振興費で人件費等の金額が上がっておりますが、任意団体のときは借金はないというような感じで説明があったにもかかわらず、一般社団法人になった時点で実は借金があつて、これを持っていた状態では、観光協会の会長も実際は立ち行かない状態になっていると、こういう説明があつたんですね。

その中で、市側の補正予算をつけておりますが、実際、観光協会の事務局長もいないし、事務員も辞めてしまうと。そういう状態の中で、果たしてこの予算が余ってしまうのではないかと。また、補正を打って調整するとい

う言葉を言っておりますが、本来、観光協会が立ち上がる前の段階で市長が監査委員であつたにもかかわらずこういうことがあつたということは、全く理解できないところです。

また、詳しくは本会議で申しますが、まず、私はこの第29号議案については反対の立場とします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第29号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第29号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

ここで説明員入替えのためしばらく休憩をいたします。再開を13時20分とさせていただきます。

休 憩 午後0時19分

再 開 午後1時20分

**○丸山隆弘委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、第30号議案 令和7年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第30号議案について、伺いたいと思います。

総括、歳入の5ページになります。

1点目、総予算額が45億720万円で、前年度と比べまして2.5%の減とした主な理由をお聞きます。

2点目、前年度比で1人当たりの負担増減率を伺います。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 まず、前年度比2.5%減の主な理由としましては、被保険者数の減少によりまして、保険給付費総額が減少すると見込んだことに伴い、その財源となる県交付金の減額を見込んだことによるものです。

2点目の前年度比で1人当たりの負担増減率ですが、1人当たり保険税額の調定額につきまして、4.9%の増と見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

この予算の額なんですが、今回4.9%の増ということで、負担が増えるということではありますが、根本にきているものは、第19号議案の国民健康保険の税制改正の内容に合わせた予算案ということでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 委員のおっしゃるとおり、第19号議案とリンクするものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、値上げの影響を受ける方々というのは7,900人だったと思いますが、それでいいか伺います。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 今回の値上げの影響を受ける被保険者数ですが7,900人と見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じく第30号議案、4款1項1目一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、11ページです。

繰入金の算定基準をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 繰入金の算定基準につきましてですが、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得世帯に対して行った保険税軽減額に相当するものとなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 低所得者にいった減税分は、そのまま繰入金ということですが、これはそれ以外の保険税軽減分ということなので、それ以外の繰入れ用がないということだと思うんですけど、そういうことか。いいです。

次、行きます。

次の同じように13ページの保険基盤安定金の保険者支援分というのは、繰入金の算定基準をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 こちらの保険基盤安定繰入金の保険者支援分につきましては、軽減前の平均保険税額に、保険税軽減世帯の被保険者数を乗じた額の一定割合を補填するものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その一定割合というのはどういう基準なんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 こちらの割合につきましては、政令で定められております軽減割合によってその率が変わってくるんですけども、7割軽減世帯の場合は0.155、5割軽減世帯の場合は0.14を、2割軽減世帯の場合は0.13を掛けるというものが決められております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 すると、新城市もその軽減率を当てはめた金額がこの金額になるという計算でよろしいですね。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じく4款2項1目基金繰入金で、国民健康保険事業基金繰入金、13ページですけども、基金繰入金の算定基準をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 基金繰入金の算定基準につきましては、令和5年度の国民健康保険運営協議会におきまして、本市の国民健康保険の税率を愛知県の標準保険料率に段階的に近づけていく過程において、被保険者の皆さんの急激な税負担の上昇を抑えるために基金を活用し、最終的には2億円程度の保有額とするとされていますので、その方針により基金からの繰入れをするものとなります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最終的に、2億円の残高ということですけども、それとその金額はどういう、いつまでに2億円にしたいのか。常時、2億円にするためということですけど、それでは2億円になった時点でもう基金の繰入れはなくなってしまうのかとか、その辺が何かよく分からないんですけども、急激な上昇を抑えたりとか、そういった部分で緩和して基金の部分での繰入れというのも緩和されてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 基金につきましては、まずは2億円の出し方ですけども、これは昔あった基金の基準なんですけど、保険給付費のおよそ2割を基金として持ちなさいという通知が、過去に国からございました。

現在は、この通知はもう生きていないんで

すけども、その率に当てはめると、新城市の場合は2億円弱ということで、そこを目指すと決めたものかと思われます。

最終的に、2億円保有すると、先ほど申しただんですけども、こちらにつきましては、令和12年度の保険税率の算定の段階で、2億円を目指すとしたものです。

その後につきましては、基本的にはこの2億円を残していくという形になるかと思えますけども、その後の税の改定等もあると思いますので、そのときには税率の上昇の緩和等に使えるかと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 令和12年度で2億円をめどということですけども、その2億円は当然その後の話によって下回ることもあるという、崩すわけですね。崩していってしまうと減るわけなんですけど、その予算書を見ても、積立額は100万円弱という非常に少ない額の積立てがあるんですが、繰り越した残高なのか、要するに積立計画というのは、ちゃんとあるのか、全くそれはそんな今後、崩すほうが明らかに多いもんですから、それを上回るような積立てをやっていけないことは重々分かっていますけども、そういうのが全くないまま、それでは2億円までいってしまうと。

それ以降についても、当然、今、積み立ててるのが将来積み立てれるとは限りませんので、最終的には、その後の改正によっては原資がなくなる、もう一切、繰入れできなくなるということになると、ほかの手だてはあるのか、要するに、一般会計から基金相当分を基準外で繰り入れるとかそういうことは可能なのか、それとも、それができないのかその辺はいかがですか。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 まずは、基金の積立てについてですけども、現在、予算で基金積立てに上げている金額につきましては、利息分のみとなっております。今後についても、

積立てについてはこの利息分のみしか計画はしておりません。

現状、県の料率と市の税率の乖離が大きいものですから、基金を使う見込みを立てておるんですけども、積み立てれる計画とはなっておりません。

また、今後、もし歳入が不足するときなどがあって、一般会計からの繰入れとかができるかということなのですが、今、愛知県におきましては、県と各市町村が税率を納付金ベースで、令和12年度の統一を目指して進めております。

また、その先、まだ未定ではございますが、国におきましては、県内の税率を完全統一するという方針を国は打ち出しておりますので、今後、税率が上がってくるかと思いますが、そういったときに不足が生じないように、今、税率を上げているところでございます。

また、一般会計からの繰入れということでございますけども、国の方針、また県の方針におきましては、赤字補填の繰入れというのはやらないということになっておりますので、基本的にはそういったことはできないかと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 できないというか、分かりますけども、初日の議案のときも言いましたけども、保険料率は統一するのは方針でいいかもしれませんが、医療資源は統一されなくて格差があるわけで、それでも料金だけ同じように統一される。じゃあ、基金があるうちは何とかなるけど、基金がなくなってどんどん高齢化と人口減少が進んでいけば、もう新都市の保険料は天井知らずで、帳尻合わせでどんどん保険料率が上がっていくということで、一般会計を繰り入れないということになればそうなりますけども、もうそれもやむを得ない制度であるということで理解してよろしいんですか。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 一般会計からの繰入れにつきましては、現在やっている市町村もございます。こちらの市町村につきましても、やめる方向で進めておりますし、繰入れをやることに対して、国からの交付金が減らされるという仕組みもつくられておりますので、繰入れにつきましてはやらない方向で考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 第30号議案 令和7年度新都市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

この内容は、第19号議案の国民健康保険税条例の一部改正に関連する予算になります。本予算には、国保税の4.9%の値上げが計画されている予算になります。

国保税の値上げは、加入する市民にとって大変な負担となり、非常に重くなっております。そうした中で、この値上げは、毎年、値上げになり令和11年度まで続く予定になっており、市民からしては本当に物価高騰の中、耐えられない状況だと考えます。

影響を受ける市民は7,900人に上りまして、1人当たり年間で5,050円の負担増となると聞いております。そういった負担は公平にということで強いられるのにもかかわらず、医療サービスの公平性には何ら手をつけておりません。そこは大きな問題です。医療資源の格差は、都会と田舎では大変広がっております。

愛知県の医療計画では、北部医療圏に3次

救急や高度救急ベッドの設備をすると計画をしているのにもかかわらず、愛知県はそこを是正しておりません。作手地域には、薬剤師すらおりません。こういった新城、奥三河の医療資源は大変、深刻に不足しています。

こういった医療資源を整備することが先決だと考え、今回の値上げについて反対いたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私、柴田は、賛成の立場で討論を行います。

保険により誰もが医療を受けれることは重要であり、県の中で統一化に向けて段階的に進めていく必要があります。

今の話でも、その収支を合わせることで、その中で、保険医療の収支を合わせる必要があります。医療資源の均一化に対しての声を上げるべきだと思いますが、本予算は採択されるべきとして、賛成といたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 私、今泉は、第30号議案令和7年度新城市国民健康保険事業特別会計予算に、反対の立場で討論いたします。

浅尾委員の質疑で7,900人もの市民の方々に影響が出るということです。この数は、本市にお住まいの方、約ざっくりと5人に1人が影響を受けるということになると思います。

私の一般質問のときでもお話しましたが、30年以上のデフレやコロナ、そこに物価高で実質賃金も生活が安定するようには上がっておらず、実に国民の半数以上の方が生活が苦しいという状況の中で、先日も国会で言われてたんですけど高額療養費の引下げもそうなんですけども、こんな時期に命に関わる、それも社会保障の部分に関わるところで、

4.9%増ということは、これは市民の命を脅かすことにもなるかもしれないと考えます。

市民の生活を現在よりも苦しめ、ますます経済の好循環から遠ざかるような気がしていくわけです。

ということで、もう少し市民の経済状況がよくなったときにやればいいかなということで、私は反対いたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第30号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案 令和7年度新城市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第31号議案であります。

総括の歳入です。後期高齢者医療保険の5ページになります。

1点目、後期高齢者医療保険料が前年度と比べまして、2,754万5千円増額をしています。この主な理由を聞かせてください。

2点目、後期高齢者医療保険料の1人当たりの平均額を伺います。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 まず、1点目の前年度比で2,754万5千円増額している主な理由についてですが、こちらにつきましては、被保険者数が増加すると見込んだことによる

ものになります。

続いて、2点目の1人当たりの平均額でございますが、1人当たりの後期高齢者医療保険料につきましては、10万3,109円と見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

1点ちょっとお聞きしたいんですけど、この被保険者が増加することを見込んでということですが、どのぐらい増えるのか、データ分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 前年度予算の算定と比べると250人、およそ2.6%増と見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第31号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案 令和7年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 第32号議案について、歳入4款1項2目事業勘定繰入金、財政調整交付金、11ページです。

交付金の増は、診療収入減の見込みによるものかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 それでは、御説明をさせていただきます。

財政調整交付金の増額分につきましては、従来のへき地直営診療所運営費に対する助成に加え、直営診療施設の運営に係る特別に要した費用に対する助成を活用して、医療情報システムとして電子カルテシステム等の更新を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、特に、診療収入の減によるものではなくて、そういった診療に関わる費用勘定の繰入金だということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 委員、お見込みのとおりです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 7款1項1目診療施設整備事業債、診療施設整備事業債、13ページ。

起債充当事業をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 それでは、説明をさせていただきます。

起債充当事業につきましては、購入から33年経過した視力検査器、18年経過した聴力検査器及び心電図用診察台の電動化など、健診関連機器の更新を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 この事業債は、充当率とか、交付税率とか、その辺はどうなってるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 地方債については、過疎債を予定しておりますので、元利償還金の30%が一般財源になるかと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 第32号議案 令和7年度国民健康保険診療所特別会計予算、歳入の1款2項外来収入、全体でございます。9ページです。

外来収入についての積算内訳をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 それでは、お答えをさせていただきます。

外来収入につきましては、保険診療収入、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療などの保険者からの診療報酬、一部負担金収入、これは患者様の窓口負担分及びその他診療収入として、労災だとか、交通災害等で構成され、過去の決算実績に基づいて積算して総額を算出しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 過去の実績ということなんですが、単純に、令和6年度収入減ってたのに、ここでの予算が増えている、増やしているというところの理由を教えてくださいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 積算においては、令和5年に発生した看護師の退職に伴う診療体制、不測の事態で縮小により運営状況が大きく変動しておりましたので、将来予測というところが非常に難しいという状況にありましたので、令和4年と令和5年という過去の実績を使いました。

令和6年についても、予測が令和6年につ

いてもまだ安定していない状況がありましたので、予測としては下がるというような見込みをさせていただきました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第32号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第32号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案 令和7年度新城市宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 第33号議案 令和7年度新城市宅地造成事業特別会計予算、歳入2款2項1目不動産売払収入、宅地分譲収入、9ページ。

分譲予定宅地件数をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 お答えします。

分譲予定宅地件数につきましては、現在、サンヒル新城が1区画、長者平団地が16区画ある状況となっております。そのうちサンヒル新城1区画と長者平団地2区画を計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、2件分ということですが、サニールには1区画だけ残ってるんですけども、これ、まだずーっとして同じように毎年、予定になっては売れずでやってますが、本当に売る気があるのか。それとも、完成して、それ以外も売れてから大分たってますけども、値引きしても処分する気があるのか、値段を下げてくれれば買ってもいいよという人が、私の身近にもいますけど、前にもそういう話を市役所にしたら、うーんって言うだけで終わってしまってますけども、そういった形で売る気があるのか。それとも、持ってて、もう金利負担がないから持ってるだけなのか、どうするつもりでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 それでは、サニール新城についてお答えさせていただきたいと思います。

売るつもりがという話なんですけれども、売るつもり自体はございます。といいますのも、令和6年度も、数件の問合せは入っております。その前も数件の問合せ入るんですけども、なかなか販売までに至らないということがあります。

値段の話なんですけれども、これまでで言いますと、令和元年に一度、値段を下げるということをしておりまして、その後、今に至っておるわけなんですけども、これでもうじき7年、近くなれば10年たちますので、そのぐらいになりましたら、また一度、値段も検討してみるということは必要なのかなということは、課の中ではちょっと話しておるような状況になっております。

今のところ、先ほど申しましたように、問合せ自体は少ないんですけども、ありますので、売りたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 問合せがあるということで、問合せが成約に至らないのはなぜなのか、値段的に折り合わないだけのことなのか、それともほかの事情があって折り合わないで成約に行かないのか、その辺はいかがでしょう。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 サニール新城の折り合わない条件なんですけれども、特徴のあるところで言いますと、残った1区画の正面の辺りに、1本電柱が立っておりまして、それが何とかならないかという話がありまして、そこはN T Tにも交渉したんだけどちょっとどけないというような話になって、それがネックとなって話ができなかったということもありますし、そのほかは、立地ですとか、形状的な話もあるのかなというのがありますし、もちろん値段の話が大きいのかなどは担当として思っているところです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、値段下げてもその電柱がある限り売れないということですよ。それをどこか手だてを考えて、N T Tがどけないという中で、全くほかの場所へ持っていったら機能を果たせないのか、電柱がどけないのか分かりませんが、そういうことがネックであれば、敷地形状を変えることはできないし、場所的なこともいじれんけど、その電柱がネックという人に対しては電柱を早くどければ売れるし、逆に値段を下げて電柱があれば売れないということになりますので、もう少し、交渉していただいて、ほかにN T Tに対して、もっと違う場所に立って代えることが可能なかを検討してもらった方がいいんじゃないかということをお願いします。それに対する答弁はいいですけれども。

それから、長者平も、16区画あるけど、今回は1区画の予定だと。16区画売りたい気はない、1区画で済ましてしまうということなんです

けど、以前、トヨタのテストコースが来たら、また売れるんじゃないかなって希望的なこと言っていましたけど、結局、テストコース来て動き出しても1件も売れなかったのかな、売れなかったですね。

だから、あのときでもそんなテストコースが来れば売れるようなことを言っていましたけど、結局、売れなかった。そもそも売る気がないのかなと。それでは、長者平のほうでどれだけの問合せがあって、どれだけの見込みがあるのか、さらなる値下げしても処分する気があるのか。値下げしても、場所的な問題で売れないのかとか、その辺についてはいかがですか。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 お答えします。

まず、サンヒルの話なんですけども、電柱の方は、主に電柱の話がメインだったやに聞いております。ですので、価格のことはそんなに言ってなかったというような認識でおりますので、もしかすると電柱がなくなれば、NTTもほかに移転する場所がないという話で、駄目だったということです。移転できれば可能性としては、あるかなと思っています。

あと、一番最初に私お答えさせてもらったのは、もしかすると言い間違えたのかもしれませんが、長者平は2区画を予定しておりますので。

サンヒルが1区画、長者平2区画でお願いします。

テストコースの話なんですけれども、テストコースも出来上がって、こちらのほうから営業といいますか、お知らせに行ったんですけれども、どういうのが一番正しいのか分からないんですけれども、先方の都合といいますか、そういった販促というものは、今お断りさせていただくというようなことでありましたので、行ったんですけれども向こうの都合で、そういったものがPRできなかったというよ

うな事情がありますので、また数年たってから伺うというのもありなのかなとは思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 長者平の問合せはあったのか、問合せがあっても成約に行かなかったのかは、その辺で行かなかった理由とかそういうのが分かりましたらお願いします。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 長者平なんですけれども、ハウジングメーカーというかハウスメーカーのほうに問合せがあるというような話は、そういったところを通じてこちらには入っております。

ですけど、なぜ売るに至らなかったというところの理由までは、私、ちょっと残念ながら届いておりませんので、またそういう機会がありましたら、その辺も確認できればしていきたいとは思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけれども。

長者平も何かトレーラーハウスやコンテナハウスを置いて、いろんなお金かけてやったけど、結局、販促には結びついてないという形。値段なのか場所なのか、両方なのか分かりませんが、幾ら値段下げたってそこには住みたくないと言われれば売れはしないんだけど、そもそも、そもそも論やってしまうとまた問題が起きるのでやめますけども。

値段を下げて売れるもんなら、もう住んでくれればただで差し上げますと。20年、あるいは10年、どっかほかの町村でもやってましたけども、住んでそこに家建ててくれれば、10年後には差し上げますと。その間は免除。その代わり、住民税や固定資産税が入ってきます。そういう形でやるというようなことに政策転換はできないんですか。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 課の中でも、どう

したら売れるだろうかというような話をする
ことがありまして、そういった中で、今、言
われたような意見ですとかそういう、ちょっ
と、何て言うんですかね、あんまり大きい声
で言えないような意見まで含めて、いろんな
ことを話し合って、可能性というのをなるべく
見つけるようにはしておるところであります。

ただ、多少ではありますけど、先ほど申し
たように、相談もあったりするということが
ありますし、今自体が新築物件自体がそもそ
も人气が少ないということと、山間地のほう
ですと中古物件、建物のほうが人気があるな
んていうこともありまして、ちょっと追い風
ではないというようなところがあるのかなと
思っております。

売る方法については、なるべくアイデアを
出して、いいものはどんどん取り込んでいき
たいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終
わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第33号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第33号議案は原案のとおり可決す
べきものと決定しました。

次に、第34号議案 令和7年度新城市千郷
財産区特別会計予算から第48号議案 令和7

年度新城市作手財産区特別会計予算までの
15議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本15議案の質疑については、通告がありま
せんので質疑を終了します。

これより本15議案を一括して討論を行いま
す。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第34号議案から第48号議案までの
15議案を一括して採決します。

本15議案は原案のとおり可決することに異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第34号議案から第48号議案までの
15議案は原案のとおり可決すべきものと決定
しました。

次に、第49号議案 令和7年度新城市病院
事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題となりました
第49号議案 令和7年度新城市市民病院事業会
計予算についてです。

収益的収入及び支出の収入の1款1項2目
外来収益、外来収入、資料が27ページであり
ます。

年間患者数は、前年度予算額と比べて
2,640人増加しているが、収入額が減額とな
った理由についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 阿部医事課長。

○阿部共志医事課長 外来患者数については、
統計法に基づく数値を基に算出しております
が、令和6年4月から今までその数値に含め
ていなかった人工透析センター分を加えるこ
とになったため、増加したものです。

なお、令和6年度と同様の方法で外来患者

数を算出しますと、令和6年度比で990人の減となります。

外来収入が減額となった理由につきましては、診療単価が1万7,500円から1万6,100円に下がったことによるものです。

診療単価減少の理由としましては、外科において、診療単価が比較的高いと言われる大腸内視鏡検査を行う非常勤医師が令和5年度末に退職したことが理由の1つとして考えられます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 診療単価の高い内視鏡を担当するドクターが令和5年度に退職をされたということなのですが、既に令和6年度もあと数日で終わろうとしています。

そういったときに、この内視鏡を担当するドクターの招聘はされてきたのか。なぜ、辞められてから1年間補充することなく済んでしまったのか。ただ、その辺があって減るということは分かりましたが、これからどうするのということなのですが、どのようなお考えで、いないから仕方がないよねということの予算組みではいけないなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 大腸の内視鏡の検査のドクターがということなんですけれども、そのドクターは、市民病院で勤務されておって開業されたわけですね。開業された後も、定期的に外来として来ていただいていたわけですけども、御自身の開業されたクリニックが忙しくなったということで、そのお話をいただいてから関係医科大学であったりへ代替りのドクターの招聘にも努めたわけなんですけれども、現実として今、採用に至ってないというのが現状であります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解しました。

そういった中で、大変御苦勞されることが

よく分かりますので、問題は、お見えになった患者さんに御迷惑がかからないような体制をお願いします。

その点については、可能だということでしょういいですね。

○丸山隆弘委員長 阿部医事課長。

○阿部共志医事課長 委員おっしゃるとおり、可能であると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、支出に参ります。

1款1項1目給与費、医師給、資料29ページであります。

1点目、前年度予算額と比べて増額となった理由。

それから、前年度と比べて医師数の増減はあったのかなかったのか。

2点お伺いします。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 1点目の増額となった理由ですけれども、定期昇給に伴う増額が主なものであります。

2点目、医師数の増減ですけれども、令和6年度と同じ23名を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 確認させていただきました。

では、続いて同じく1款1項1目の給与費、看護師給であります。

これも1点、2点とありますが、前年予算と比べて減額となった理由。

2点目が、前年と比べて看護師さんの数の増減についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 看護師給の減額となった理由ですけれども、令和6年度予算では再任用職員を10名見込んでいましたが、令和7年度では、任用形態を再任用職員から会計年度任用職員に変更したものと見込んでおり、その分が減額となっております。

なお、会計年度任用職員分の給与相当分は

給与ではなく報酬で計上をしております。

2点目の看護師数の増減ですけれども、減額となった理由で答弁したとおり、再任用職員が皆減したこと、採用予定者が減少したことなどにより、令和6年度では121名で見込んでいましたが令和7年度は17名減の104名で見込んでいます。

なお、会計年度任用職員の看護師は、令和6年度34名を、令和7年度は50名と見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 看護師さんも大変なお仕事でありますので、これも人数が増えるという御答弁でありますので、患者さんのフォローができるのではないかと確認をさせていただきました。

次に、資本的収入及び支出について伺います。収入として1款1項5目に寄附金があります。資料35ページ。

寄附金2,448万5千円の内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 寄附金の内容ですけれども、市民病院にかかりつけの患者さんが亡くなられて、御遺族等からこれまでにいただいた寄附金のうち、充当をしていない残額分で、これについて令和7年度、待合の椅子の更新を検討しておりまして、これに充当をしようとしているものであります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。

待合室の椅子で歳入を打ったということですが、ちょっと伺います。

いつもかかりつけてみえた患者さんが亡くなられた。その御遺族が、お世話になったからということで寄附をされたということなんです、余ったお金がこれだけ2,100万円だという理解をしたんですが、その余ったお金は今までどういう管理をしてみえたのか、病院の別会計で管理をして資金運用していたと

いう理解でよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 一般会計であります、歳計外現金というのがあると思うんですけれども、病院では預り金というところに入れておりまして、これまでも、先ほど言った寄附金以外にもいただいたことがありまして、使途が決まるまで預り金に入れておいて、購入が決まった段階で収益的収入の寄附金であったり、資本的収入の寄附金に振替をしておるところであります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第49号議案の総括、1ページになります。

1点目は、予算総額を伺います。

2点目は、患者数の質疑をしますが、今、山口委員の質疑で分かりましたので、ここは再質疑で聞かせてもらいます。

3点目は、新病院建設に向けての業務内容がこの予算に含まれているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 1点目の予算総額でありますけれども、収益的支出が48億1,965万8千円で、これに資本的支出が14億4,446万7千円で、総額62億6,412万5千円です。

3点目の新病院建設に向けての業務内容が含まれているのかということにつきましては、令和7年度予算に含まれております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

1問目から再質疑をさせていただきますが、総予算が62億円ということですが、前年度よりも比較をしますと、24.1%の増になるかなと思いますが、この上がった主な理由についてどのような効果を見込んでいるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 24.1%増額ということでもありますけれども、主なものについてですけれども、1つは給与費であります。これは令和6年度と比較して1億3,050万円ほど、これは地域手当が大きいと。あと、人事院勧告に伴うものです。

それから、2つ目が、病院改築事業費、予算書の3ページの重要な資産のところに載っておりますけれども、昇降機を更新しようと考えております。

病院改築事業費につきましては、令和6年度と比較しまして、9,200万円ほど増えています。

続いて、3つ目ですけれども、資産購入費、令和6年度と比較しまして9億7,000万円ほど増えています。こちらですけれども、予算書の3ページにもありますとおり、診断用エックス線装置、電子カルテシステム、先ほど山口委員への答弁でお答えしましたけれども、待合用の椅子、こういったところが増額の要因となっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。増額の理由、3点にわたって理解できました。

では、2点目の患者数の外来のことでお聞きしたいんですが、先ほどの山口委員とのやり取りの中で、新たに今回の透析の患者さんも数に入れたとおっしゃったと思うんですが、これは新たに透析の患者さんも含めるという何か指針というか計算が変わったのか、何かあったのか、なぜこの患者さんを含めての数にしたのか、理由を教えてください。

○丸山隆弘委員長 阿部医事課長。

○阿部共志医事課長 外来患者数の算定ですが、この数字は統計法に基づく厚生労働省の調査、病院報告というものがあまして、毎月保健所に報告をしております。この数字を使っております、その数値に透析センター分が加わったということで、予算の数値

にも反映させたというものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なるほど。これは算定の統計法で新たにカウントするんだよという変更があつてやったということで、また来年も含めてそういった指標基準でカウントするということで理解いたしました。

では、3点目の再質疑でいきたいと思いますが、新病院の建設に向けての業務が入っている、予算にあるよということで理解いたしました。この基本構想の計画が進んでいく年になるかと理解をしておりますが、その計画、今年からということで、本格的に入っていく中では、この用地選定の委員会とかも業務としては入っているという理解でいいのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 一般質問で、柴田部長からも答弁をさせていただきましたけれども、2月からその土地の検討を始めておりますけれども、これに関しましては、市役所、病院の職員で構成する委員会で行っておりますので予算は特にございません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。では、2月から検討を開始していくけど、予算としては取り立ててここに入れるものはないということで理解いたしました。

この検討会を進めていくときには、新城東高校の跡地とか、あとは別の土地も広く検討課題としての用地選定ということで理解していいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 委員、おっしゃられるとおり、新城東高校跡地も含め、複数の箇所から検討をしてみたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第49号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第49号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第50号議案 令和7年度新城市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 第50号議案 令和7年度新城市水道事業会計予算、収益的収入、1款1項1目給水収益、資料23ページであります。

1点目、前年度予算書と比較をして、給水件数が135件増えるとなっておりますが、その根拠。

次に、2点目は、基本料金は前年度予算額と比べて増えております。使用水量料金は前年度予算と比べて、これまた逆に減っておりますが、その理由について伺いをします。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 1点目、本年度、増加予定件数の135件の根拠につきましては、令和2年度から令和5年度における新規加入件数の1年平均としております。

2点目、基本料金の増につきましては、継続使用者に係る2段階目の料金改定を、令和6年10月期から適用としましたので、料金改定による増額を半年分見込んでおります。

使用水量料金の減につきましては、使用される水量を、前年度と比較しまして2.65%減少と見込み、基本料金のみ料金改定でありましたので減額としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 給水件数が前年度を上回ったのが、4年の平均だということでしたので、簡単に言うと135掛ける4は540になります。ということは、令和2年から令和5年度末にかけて540件増えたよということでありますので、令和7年もそのぐらい増えるであろう135件増やしましたよということだと、給水量自体は増えるわけだと理解をするんですが、その金額が減るということはということなのかなというふうに、給水件数が増えれば自然に増えるものでもないと思います。

今度は1件ごとの使用料が、節水節水でいけば、平均的に減るかと思いますが、例えば、今までの4年平均の135件増えたとしても、料金を上げたのはそのときでないけども、給水量全体、使用水量全体がどの程度落ちてるか。戸数は増えたけど、全体の使用量は減るから、当然、基本料上げたとしても料金は増えないということになると思うんだけど、その辺の分析はされて見えるんですか。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 まず、予算書の説明の記載が分かりにくくて申し訳なかったんですが、この予算書の説明の記載が、本年度の増加件数の見込みは記載しておりますが、減少の件数の記載がありません。

年度の見込み件数につきましては、予算書説明にあります給水件数1万9,196件が令和7年度の見込み件数でありまして、前年度の給水件数が1万9,255件としておりますので、年度の件数の見込みでは、前年度と比較しまして59件の減少を見込んでおります。

それから、給水量につきましては、59件減少することも要因となっておりますが、先ほ

ど申し上げましたとおり2.65%の減少で、水量としましては約12万3千立方メートルの減少を見込んでおります。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 といいますと、この事項別明細表の23ページの説明欄の書き方が誤っていたということではないんですよね。135件ではなくて、去年の1万9,255件マイナス、令和7年度計画をしている1万9,196件の数字で減少の何件だという表記であったのが正しいという理解をすればいいですよね、簡単に言えば。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 そうですね、当年度の増減の件数としましては、135件ではありませんが、予算書上の記載としましては、新規加入でどれだけ増加するかという件数を、これまでも記載はしてきております。

ただ年度の増減としましては、135件ではありません。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 はっきり言うと、予定は135件からしたいよ。しかし、去年と比べて減ってしまったよということをどこかで表記しておけば見やすい資料になったのかなと思いますので、どうも毎年毎年135件で増やしたいけど、やったら3件だったり、5件だったり、マイナスだったよということではいけないと思うので、やっぱりこの1つの水道事業としての企業努力の中で、件数を減らさない、少しでも増やす。使用量については、当然、給水量については、家族の数も人数も減ってみえる中なので致し方ない状況なのですが、極力、努力をしていただくということでお願いをしたいと思います、その点、申し添えておきます。

次に、支出の項についてお伺いします。

支出の1款1項1目でありますが、これは

25ページの記載の中の細かいものでありますが、原水及び浄水費の電気料金についてお伺いをします。

動力費が前年度予算額と比べて減額となっております。これについての理由をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 動力費減額の主な要因になりますが、原油などの原燃料の輸入価格の変動に応じて料金を調整する燃料費調整単価につきまして、直近1年間の推移から見込額を算出しておりますが、前年度予算編成時の見込み単価が高水準でありまして、令和7年度当初予算額を積算するための見込み単価算出の結果、前年度と比べ燃料費調整単価が大幅に減少したことが大きな要因となっております。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 何か不思議な流れなんですけど、通常、燃料というのは大体、木曜日に、おおむねの金額が決まって月曜日から入れていくというのが、これガソリンスタンドの例なんですけど、法則なんです。

それが、今、言うように、調整単価が下がったという表現だと理解をしてもよろしいんですか、下がらないと思うんですが。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 燃料費調整単価につきましては、電力会社が原料などの輸入価格が上がったことに伴いまして、1キロワットアワー当たり調整単価分をプラス、また、燃料が安くなればマイナスになる場合もあるんですが、その単価が電力会社が燃料費調整単価として収入する、使ってる側が支払う単価が大幅に高水準になってたものが下がってきている状況であるということになっております。

ちょっと分かりにくくて申し訳ないです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 下がっているということですが、多分、国がかなり補填をしてましたので、その部分で電力会社、あれ遅れてくるので、多分また上がるのではないかと思います。一応、予算査定時は、積算上はこれでやったということで、はい、理解しました。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第50号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第50号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第51号議案 令和7年度新城市工業用水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については通告がありませんので質疑を終了します。

これより本議案の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第51号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第51号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第52号議案 令和7年度新城市下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 第52号議案 令和7年度新城市下水道事業会計予算、収益的収入であります。収入で1款1項1目下水道収益、公共下水道、資料21ページであります。

公共下水道3億4,032万9千円は、前年度予算額と比べて減額であります。水道利用料金減額率に、おおむね合致すると思われませんが、これというのは水道利用した料金イコール下水道料金で徴収をされてみえると思いますので、水道料金が減ればこれも減るわけですが、やはり、これもいろんな施設の改修等々の含めからいって基本料金の見直しを考えてみえるのか、みえないのか、この点について伺います。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 公共下水道使用料につきましては、委員おっしゃられたように、水道の使用水量を基に算定しておりますので、水道の使用水量料金同様、減額を見込んでおります。

また、公共下水道使用料の見直しに関しましては、令和元年度以降、黒字を計上していることなどから、現状は検討を行っておりません。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

閉 会 午後2時31分

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第52号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第52号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第67号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第67号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第67号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘